# 第３編　基本計画

＜施策体系＞

| 復興の基本方針 | 施　策 | 取　組 |
|---|---|---|
| Ⅰ 夢と希望のある産業と仕事づくり | 施策1　農林水産業の再興 | （１）農業の再開<br>（２）林業の再開・漁業の再開<br>（３）魅力ある地場産品づくりと販売力強化<br>（４）鳥獣被害対策 |
| | 施策２　新たな産業と雇用の創出 | （１）商工業の振興<br>（２）企業誘致の推進<br>（３）就労支援**・人材育成**<br>（４）観光・交流の推進 |
| Ⅱ 未来を担う人づくり | 施策1　子育て環境･学校教育の充実 | （１）子育て環境の充実<br>（２）学校教育の充実 |
| | 施策2　生涯学習環境の充実 | （１）生涯学習環境の充実<br>（２）文化財保護・伝統芸能の継承 |
| | 施策3　震災の記憶の伝承 | （１）震災の記憶の伝承 |
| Ⅲ 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり | 施策1　帰還困難区域の再生 | （１）帰還困難区域の再生 |
| | 施策2　社会基盤の維持･整備 | （１）浪江駅周辺を核とした中心市街地整備<br>（２）上下水道の整備<br>（３）交通網の充実 |
| | 施策3　防災･安全の強化 | （１）防災・安全の強化<br>（２）防犯・防火・交通安全の強化 |
| | 施策4　ゼロカーボンシティの推進 | （１）ゼロカーボンシティの推進 |
| Ⅳ 健康と福祉のまちづくり | 施策1　健康づくりの推進･医療の充実 | （１）健康づくりの推進・医療の充実 |
| | 施策2　介護･福祉の充実 | （１）介護・福祉の充実 |
| | 施策3　放射線による健康不安への対策 | （１）放射線による健康不安への対策<br>（２）除染**等**の推進**による**安全対策 |
| Ⅴ 絆の維持と持続可能なまちづくり | 施策1　被災者生活支援･絆の維持 | （１）被災者生活支援<br>（２）絆の維持<br>~~（３）損害賠償対策の推進~~ |
| | 施策2　移住･定住の推進 | （１）移住・定住の推進 |
| | 施策3　地域コミュニティ活動の推進 | （１）地域コミュニティ活動の推進 |
| | 施策4　復興を推進させる行財政運営 | （１）復興を推進させる行財政運営 |

# 第１章　夢と希望のある産業と仕事づくり

## 復興の基本方針Ⅰ　夢と希望のある産業と仕事づくり

### 施策１　農林水産業の再興

**(1)　農業の再開**

町内全域の農地を再生し、農業の再開を推進します。

**(2)　林業の再開・漁業の再開**

町の豊かな海、山、川を再生し漁業・林業の再開を推進します。

**(3)　魅力ある地場産品づくりと販売力強化**

地場産品の魅力の発信と販売力の強化に取り組みます。

**(4)　鳥獣被害対策**

イノシシ等からの鳥獣被害の対策に取り組みます。

### 施策２　新たな産業と雇用の創出

**(1)　商工業の振興**

町内での事業再開・創業を支援し、町の商工業の振興に取り組みます。

**(2)　企業誘致の推進**

新たな産業の誘致を推進します。

**(3)　就労支援・人材育成**

町内事業所の従業員の確保や、町内就労希望者への支援、**復興をリードする人材の育成・確保**に取り組みます。

**(4)　観光・交流の推進**

町の賑わいを創出する様々なイベントの開催や町の魅力、復興の様子等の情報発信に取り組み、関係交流人口の拡大を推進します。

# 施策１　農林水産業の再興

## （１）農業の再開

### ◆町内全域の農地を再生し、農業の再開を推進します

#### 現 状 と 課 題

◆　除染が完了した地域から、農事復興組合による農地の保全管理に取り組んでいます。平成 26 年度から花き※、平成 27 年度から水稲や野菜の出荷販売が始まり、年々作付面積は増加の傾向にあります。

◆　しかし、一部の地域~~農地~~ではため池の放射性物質対策や農業用水路等の復旧が完了しておらず、営農再開や地元での維持管理に支障がある~~が困難~~な状況となっており、引き続き対策や復旧を進めていく必要があります。

◆　農業用水路等が利用可能になった農地において~~も~~、作付が再開された農地面積は 84ha（令和 2 年度）から 670ha（令和 6 年度）に拡大していますが~~過ぎないため~~、今後も営農再開を一層加速させていく必要があります。特に、特定復興再生拠点の営農再開が住民の帰還や交流・活動を活発化させるうえで重要であり、農業、農地を守るため「地域計画」を策定し、担い手の確保や農地集約を実施していきます。

↑　特定復興再生拠点の営農再開を課題として追記。

◆　加えて、長期の避難により、震災前に使用していた農業用の機械や施設の多くが使用できない状況となっているため、機械導入や施設整備への支援が必要となっています。

◆　担い手不足対策として、新規就農者確保のため町独自の収入補填や家賃補助に取り組んでいます。さらに、限られた担い手で効率的に農地を管理していくためには、担い手への農地の集積や、ほ場※整備等による大区画化により農業の生産基盤強化を進めていく必要があります。収穫期など、短期的・突発的対応に必要な人材が不足している状況もあり、農繁期等における労働力の確保も求められます。

↑　収穫時期など短期的･突発的な担い手確保のニーズの存在と機動的な担い手の確保の必要性を追記。

◆　農業を次世代につなぐため、若者などの新規就農や法人の参入を進めつつ、農業関係者の連携強化やスマート化による省力化・効率化により、就農しやすく持続可能な営農環境整備を進めていく必要があります。

◆　震災前に盛んであった畜産業については、研究・研修機能や国内有数の最先端設備を備えた大規模畜産施設の整備を活かし、今後も推進~~再生~~に向けた検討を進めていく必要があります。

↑　復興牧場整備の動向について追記。

※（資料全体）専門用語等への注釈は追って加筆します。

## 目指す姿と取組

◆ ため池の放射性物質対策や農業用水路等の復旧を推進し、避難指示解除区域全域で営農再開や地元での維持管理ができる環境を再生します。

◆ ~~カントリーエレベーター~~※や~~育苗センター~~乾燥調製、加工、集出荷施設等の共同利用施設整備やほ場整備等の生産基盤強化により、効率的な農業に取り組める環境整備を推進するとともに、営農者の経営安定に資する取り組みを推進します。

◆ 公益財団法人福島相双復興推進機構（以下「福島相双復興官民合同チーム」という。）や公益社団法人農地中間管理機構と連携し、農地等を貸したい農家から担い手へ農地集積を推進するとともに、機械導入や施設整備、リスキリング、町内農業者による新規就農者へのサポートなど経営発展への支援に取り組み、意欲ある担い手の育成を図ります。

↑ リスキリング、町内農業者による新規就農者へのサポートなど経営発展に向けた支援を追記。

◆ 担い手不足対策としては、就農相談や女性農業者育成による~~地域おこし協力隊の活用などによる~~新規就農の推進、農業の法人化、農業法人の誘致等に取り組むほか、繁農期の短期・短時間の労働力確保を支援します。また、福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）や浜地域農業再生研究センター※、F-REI 等の研究機関と連携し、スマート農業※等の新しい技術の活用により、農作業の省力化や農作物の品質向上を図り、農業者が将来に夢と希望をもって従事できる環境づくりに取り組みます。

↑ 就農相談、女性農業者育成、外国人材受入などの人材確保支援を追記。
短期・短時間の担い手と農家のマッチングの仕組みづくり支援を追記。

◆ 畜産業の再生に不可欠である大規模畜産施設においては、酪農業の再生のみならず、構築連携による資源循環型農業、除染により失われた知力を回復させるため生成された堆肥の活用、乳製品の加工も推進します。~~畜産業については、畜産業再生の拠点として復興牧場の整備に取り組むとともに、耕種農家※との耕畜連携※による循環型農業を推進します。~~

## 施 策 の 展 開

**（1）農業の再開**

- **ア 農業の担い手の確保**
- **イ 営農再開の推進**
- **ウ 農業生産基盤の再生と強化**
- **エ 農業を再開できる環境の再生**

| 関連する主な個別計画 | |
|---|---|
| | ● 浪江町農業再生プログラム |
| | ● 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 |

## （２）林業の再開・漁業の再開

### ◆町の豊かな海、山、川を再生し、漁業・林業の再開を推進します

#### 現 状 と 課 題

◆ 水源のかん養※や国土の保全、地球温暖化の防止など、森林の持つ多面的機能の増進を図るため、森林施業※の重要性が高まっています。特に、生活圏と接している里山については、継続的な森林整備を実施する必要があるほか、空間放射線量が高く環境回復のための効果的な手法が確立されていないことや~~が~~、林業就業者の高齢化や担い手の不足といったところも課題となっています。

◆ そのため、避難指示解除区域では、県の「ふくしま森林再生事業」を活用し、長期間管理不能であった森林の整備と放射性物質対策を一体的に行い、森林の多面的機能の維持増進を図る取組を実施しています。令和３年度からは、里山再生事業~~平成 29 年度からは、国の「里山再生モデル事業」~~を活用し、山林の空間線量の測定や除染、森林環境整備等の各種事業を進めています。

↑ 森林整備における担い手確保･育成の課題を加筆

◆ ~~また、~~県内の林業・木材産業の再生と新たな雇用創出を目的として棚塩産業団地に「福島高度集成材製造センター（以下「ＦＬＡＭ」という。）」を整備しました。令和７年開催の大阪・関西万博会場に設置された、巨大木製リングの大屋根の一部に、浪江町内で加工された集成材が使用されています。

↑ 大阪関西万博の木製リング材料製造など整備後の実績等を加筆

◆ 津波で被災した沿岸部においては、潮害・飛砂・風害の災害防止のため、県と連携して海岸防災林を整備しています。

◆ 水産業については、漁業関係者の意見を反映して令和元年度に請戸漁港の水産共同利用施設と水産加工団地の一部が完成し、令和 2 年度に市場での競りが再開されるとともに、水産加工団地で加工事業が再開しています。寒流と暖流が交わる豊かな漁場である請戸の海でとれた「請戸（うけど）もの」は魚の身質が良く、全国の市場で高い評価を受けています。

↑ 近年の動向として「請戸もの」を追記

◆ 全ての魚種で出荷制限が解除され、非破壊全量検査システム※の導入による安全で安心な漁業を再開しました。令和７年度現在は試験操業から本格操業への移行期間となっていますが、水産資源保護や魚価維持の観点などから出漁回数などの制限が継続しています。~~試験操業その再開となっているため、風評被害による魚価の低迷が続いています。~~

↑ 魚価の低迷を削除

◆ ALPS 処理水の海洋放出にかかる風評被害の抑制とともに、漁業の復興に資する、販路拡大等の販売促進策の検討や、持続する漁業に向けた次世代の担い手確保も進めていく必要があります。

↑ ALPS 処理水による風評被害の抑制と漁業の本格的な復興を果たすため、販路拡大等販売促進、次世代の漁業人材確保の必要性を加筆

◆ 内水面漁業※については、~~泉田川漁業協同組合が~~さけふ化・放流事業の~~再生~~再建に向け、請戸川さけ放流施設の整備を進めるとともに、~~た事業計画の策定を進めているほか、~~町内の内水面~~室原川・高瀬川~~漁業協同組合と連携しながら、~~そも~~遊漁※再開に向けて~~ヤマメ・アユ等の放流と~~河川の魚類のモニタリング調査や、さけ・アユ・ヤマメ等の稚魚放流を行っています。引き続き、内水面漁業再生に向けた河川環境・漁業環境の回復・保全に取り組みながら、継続的に種苗生産や稚魚放流に取り組んでいく必要があります。

◆ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（ＪＡＥＡ）※等が、福島長期環境動態研究を請戸川（高瀬川を含む）で実施しており、時間経過とともに河川敷空間線量率は低下の傾向にあります。

↑ ・内水面漁業の施設整備やモニタリング･線量状況等、近年の動向を更新
・さけふ化施設は町で整備するため泉田川漁業の固有名詞を削除。付随して室原川･高瀬川漁協も「内水面漁協」に修正しつつ、モニタリングと稚魚放流にさけも追加し、泉田川漁協も内包する形で記載修正。

## 目指す姿と取組

◆ 国、県、町が一体となり、これまで実施してきた国の「里山再生モデル事業」の後継事業である「里山再生事業」や県の「ふくしま森林再生事業」の継続、加えてＦＬＡＭと連携した森林施業により、森林・林業・木材産業の再生に向けた実証・取組を推進します。

◆ 請戸漁港に市場など必要な施設の復旧が完了したので、今後は安全で高品質な「請戸もの~~常磐もの~~」ブランドを全国に情報発信する広報活動を進めます。

↑「請戸もの」ブランドの発信に修正。

◆ 内水面漁業については、泉田川漁業協同組合、室原川・高瀬川漁業協同組合等関係機関と連携し、放射性物質に関するモニタリング調査の継続、やな場・ふ化場の整備など、さけ漁・遊漁の再建を支援します。

◆ 浪江町における林業や漁業の持続性を確保していくため、「業」としての収益性向上を図っていくとともに、各種研修機会の提供等、優良な担い手の確保を進めていきます。

（新　規）林業･漁業共通の取組として、研修や収益性向上による担い手の確保･育成に向けた支援を加筆。

## 施 策 の 展 開

**（２）林業の再開・漁業の再開**
- **ア 林業の再開**
- **イ 漁業の再開**

**関連する主な個別計画**
- 浪江町森林整備計画

## （３）魅力ある地場産品づくりと販売力強化

### ◆地場産品の魅力の発信と販売力の強化に取り組みます

#### 現 状 と 課 題

~~◆農産物については、米、エゴマ、玉ねぎなどの作付面積が年々増えるなど着実に復興し、トルコギキョウなどの生花やヨーファーなどの枝物についても栽培農家が増え、新たな特産品として定着しています。また、風評被害対策も含め、大学生等による農業体験や販売、農業振興のためのワークショップを実施しました。~~

~~◆水産物については、請戸漁港の再開や水産加工団地の整備により、活魚・鮮魚の販売や小女子などの加工品が復活しました。~~

~~◆ 特産品については、「道の駅なみえ」に国指定伝統的工芸品である「大堀相馬焼」や地酒の生産拠点を整備するとともに、全国各地で実施されるイベント・商談会に参加し、魅力の発信に取り組んでいます。~~

◆ 近年の浪江地場産品の展開については、生産者や事業者、大学等との連携による商品の開発、町のポータルサイトや SNS、道の駅なみえにおける商品販売やイベント実施などを通じた情報発信を行っています。

◆ 伝統工芸品である大堀相馬焼については、震災後の復興支援の一環として、浪江町の窯元と協力し、隈研吾氏による新たなデザインの器を開発が進められました。

◆ 平成 31 年 3 月 11 日から開始されたふるさと納税制度により、返礼品として町の地場産品を活用し、積極的な PR を行っています。令和 5 年時の年間寄付額は約 1,200 万円となっており、今後ともさらなる町の魅力の発信強化が必要です。

↑ 現状については全面的に更新
- 生産者や事業者、大学等との連携による商品の開発、町のポータルサイトや SNS、道の駅における販売やイベント実施などを通じた情報発信を実施
- 隈研吾氏による大堀相馬焼の商品化
- ふるさと納税制度を活用した地場産品 PR を実施。年間寄付額は約 1,200 万でさらなる魅力の発信強化が必要。

~~◆ しかし、原発事故被災地の地場産品については風評被害の懸念があることから、安全性や品質の良さをＰＲするなど風評に負けない積極的な情報発信が必要です。~~

↑ 風評被害などブランドイメージの回復という課題は小さくなっているため削除。

## 目指す姿と取組

◆　農産物、水産物、地酒、大堀相馬焼（国指定伝統的工芸品）などの既存地場産品の他、新たな特産品として定着してきた花きやエゴマ商品などの安全性や品質の良さを様々な機会を捉え、積極的に情報発信するとともに、町内での農業体験ツアーや道の駅での陶芸体験・酒蔵見学など地場産品に触れる機会を創出することにより風評被害払拭を図ります。

◆　福島県内はもとより、首都圏などのより広域的な PR 展開を図るとともに、民間企業との連携やふるさと納税制度の活用、オンライン販売等の支援、地元利用の仕組みづくりにより、地場産品の販路拡大に努めます。

↑　県内・首都圏などでのより広域的な PR の実施を追記
民間企業との連携やふるさと納税制度の活用により幅広く販路を拡大

◆　また、地場産品を率先して町内で活用する取組を推進するとともに、大学等関係機関と連携して、特産品の開発支援や農林水産物の六次化（生産・加工・販売の一元化）支援などを積極的に行います。

## 施 策 の 展 開

**（3）魅力ある地場産品づくりと販売力強化**

- **ア　町内産農林水産物の安全性の情報発信**
- **イ　地場産品の付加価値向上と販路の拡大**

## （４）鳥獣被害対策

### ◆イノシシ等からの鳥獣被害の対策に取り組みます

#### 現 状 と 課 題

◆　町内全域でイノシシ、ニホンザル、カワウ等による鳥獣被害が発生しており、令和6年度の累計捕獲数はイノシシ197頭、アライグマ12頭、ハクビシン5頭となっており、イノシシについては令和3年度の536頭をピークに、近年は減少傾向にありあります。また、全国的には山から降りてきて住宅地などの生活空間に出没するクマの増加なども懸念されています。~~町民の帰還や営農再開、漁業再開の阻害要因となっています。~~

↑　・　これまでのイノシシ、ニホンザル等の被害減少とアライグマ、ハクビシンの増加、アーバンベアの懸念など動向を更新

◆　浪江町有害鳥獣捕獲隊による個体数調整や河川の竹林伐採等の生息環境管理を行い、人の生活圏と野生鳥獣の生活圏との住み分けによる被害抑制に取り組んでいます。

◆　また、住宅・農地への鳥獣被害防止柵の設置等を支援してきましたが、~~鳥獣被害対策に取り組んでいます。~~依然として、防止柵設置後の管理不全等による被害の発生や、狩猟免許取得者の高齢化や人員も不足しています。

↑　設置後の管理が十分でないことによる被害の発生や担い手である狩猟免許取得者の人員不足、高齢化などの課題を追記

◆　避難地域等における安全・安心な住環境整備に向けて、平成28年度に避難12市町村鳥獣被害対策会議が発足し、国、県、避難12市町村による広域連携の対策が進められています。

## 目指す姿と取組

◆ 浪江町有害鳥獣捕獲隊による個体数調整、更に河川の竹林や鳥獣の餌となる管理されない果樹の伐採を行い、人の生活圏でのイノシシ等鳥獣の出没を減らす取組を継続して推進します。

◆ 狩猟免許に関する情報発信等を支援し、有害鳥獣捕獲人材の確保・育成を推進します。

↑ 狩猟免許に関する情報発信等を支援し、有害鳥獣捕獲人材の確保・育成を推進する

◆ また、住宅・農地の鳥獣被害防止柵の設置~~等を~~支援~~も、~~とともに、防止策設置後の維持・管理に関する技術提供も図り、より効果的な住宅被害や農業被害の防止に取り組みます。

↑ 設置後の管理技術普及支援を追記し、より効果的な被害防止に取り組む

◆ 効率的な鳥獣被害対策の推進のため、避難 12 市町村鳥獣被害対策会議や F-REI と連携し、情報の共有、モデル実証事業の推進などに取り組みます。

↑ F-REI と連携し効果的な捕獲手段の検討・実施に取り組む

## 施 策 の 展 開

（4）鳥獣被害対策

- ア 農業被害防止対策の推進
- イ 住宅被害防止対策の推進
- ウ 生息環境管理の実施

| 関連する主な個別計画 | ● 浪江町鳥獣被害防止計画 |
|---|---|

# 施策２　新たな産業と雇用の創出

## （１）商工業の振興

### ◆町内での事業再開・創業を支援し、町の商工業の振興に取り組みます

#### 現 状 と 課 題

◆　スーパーマーケットの誘致、道の駅の整備、更には飲食店やコンビニエンスストア、その他小売業や理美容店も再開・創業を果たし、少しずつ町内の買い物環境等が向上しています。しかし、町民の豊かな生活に必要な専門店などの再開は不十分であり、更なる事業再開・創業支援が必要となっています。

◆　浪江駅周辺については、令和３年３月に浪江駅周辺整備計画を策定し、浪江駅東側エリアを居住・交流・商業の各機能を一体的に配置する人が中心のコンパクトな新生活ゾーンと位置づけ、公設商業施設の整備を進めています。

↑・浪江駅周辺整備事業による商業施設整備について加筆

◆　町では、国や県の補助事業に加え、水道光熱費、食材購入費等への独自の補助事業により、町内での事業再開・創業の支援を行うとともに、町内の経済活性化のため、プレミアム付商品券を~~の~~発行してきましたが、~~や~~今後は、より自立的な事業継続に向けた支援が必要となっています。

↑・水道光熱費･食材購入費への支援、プレミアム付商品券発行は見直し意向であるため、これまでの取組として記載しつつ、今後は自立した事業継続に向けた支援が必要と整理。

◆　また、駅前を中心とする中心市街地での商店街の再生に向け~~などが求められており~~、商工会等関係機関との更なる連携を図る必要があります。

~~◆　一部地域の避難指示解除後も物流が停滞していることなどの影響により経営の継続が困難な事業者がいます。今後とも国や県と連携して、必要な支援を継続していくことが必要です。~~

◆　産業再生に重要な物流環境の回復については、これまで町内事業者が連携し、共同配送事業を行いながら、物流業者に対して路線便の回復を要請してきことにより、一部が回復しましたが、本格的な環境回復に向け、さらなる要請活動が必要です。

↑・町内路線便配送が回復する見通しである動向を踏まえ、記載を更新

~~◆　また、夜間移動サービスのタクシー運転代行の確保のための支援等を行っています。~~

↑・夜間交通事業者への支援は廃止のため、現状から削除

## 目指す姿と取組

◆ 町内では 240~~170~~を超える事業者（令和７年３月~~令和２年９月末~~時点）が再開・創業を果たし、少しずつ町内の生活利便性が向上してきました。今後とも、事業再開・創業を促進するため、福島相双復興官民合同チーム、商工会等関係機関と情報交換を密に連携し、事業者に寄り添った相談体制の強化を図るとともに、様々な機会を捉え支援策等についての情報を発信します。

↑・ 再開･創業状況を更新

◆ また、事業再開・創業の際に活用できる国・県補助金等の支援の継続を求めるとともに、町内での~~安心して~~事業~~を~~継続ができるよう、事業者ニーズに対応した~~町独自の~~支援策についても適時適切に実行いたします。

~~◆ さらに、町内で起業等を検討しているが、経営に不安がある事業者等のため、チャレンジショップ※を整備し支援に取り組みます。~~

↑・ チャレンジショップ終了のため削除

◆ また、浪江駅周辺整備事業や F-REI 施設の立地を活かし、町の商業活性化のために浪江駅周辺の中心市街地をはじめ町内での商業･事業施設の再開や新規創業支援について商工会等関係機関と検討を進め、~~誰もが暮らしやすいまちづくりを目指します。~~商業機能回復による町の再生を図っていきます。

↑・ 浪江駅周辺整備事業や F-REI 施設の立地を活かした中心市街地での商業･事業施設の再開推進と加筆

## 施 策 の 展 開

**（１）商工業の振興**

**ア 町内での事業再開・新規開業・継続経営への支援**

## （２）企業誘致の推進

### ◆新たな産業の誘致を推進します

**現 状 と 課 題**

◆　藤橋産業団地、北産業団地及び棚塩産業団地、南産業団地、棚塩 RE100 産業団地を整備し、多くの新たな企業が進出しています。~~さらに、南産業団地の整備や（仮称）棚塩ＲＥ１００※産業団地の整備検討を進めています。~~新たな産業の誘致の場である棚塩産業団地では、イノベ構想に基づくプロジェクトとして、世界最大級の水素製造能力を有するＦＨ２Ｒや福島ＲＴＦ浪江滑走路が運用されています。また、将来的なＣＬＴ（直交集成板）製造を視野にいれたＦＬＡＭを整備しました。

↑・ 南産業団地や棚塩 RE100 産業団地が完成した動向を更新

◆　町内ではイノベ構想に基づくプロジェクトを核として、水素利活用拡大に向けた様々な実証やドローンのテスト飛行等先進的取組も実施されており、町内の経済・産業に好影響を与え、魅力的な雇用の場の形成に貢献しています。各大学の復興に関する「知」を活用し、イノベーションを生み出す高度な人材育成基盤を構築する「復興知事業」については、大学生等が卒業後にこの地域に就職・定着したり、大学等との連携による地域の子ども・若者、社会人等への教育プログラムが展開されるなど一定の成果が得られており、復興を担う人材育成のため引き続き重要です。

◆　今後とも、イノベ構想や F-REI の立地、浪江国際研究学園都市構想に基づくプロジェクト関連産業の誘致とともに、地域経済への波及効果を促進するため、プロジェクト関連産業と地場産業との連携をより一層推進していく必要があります。

↑・ F-REI、浪江国際研究学園都市構想及び取組(リビングラボ事業など)を加筆

## 目指す姿と取組

◆　町民の帰還や移住・定住の推進には、魅力ある仕事づくりが必要です。ＦＨ２Ｒや福島ＲＴＦ浪江滑走路、F-REI 等が立地する魅力ある研究・実証環境の発信と国・県等の各種復興関連支援制度活用による積極的な企業誘致を継続し、雇用の場の確保と地域経済の再生に取り組みます。また、事業者、大学等との連携によるリビングラボ事業の展開やドローンの研究開発・テスト飛行、自動運転等新たなモビリティサービス※及び水素関連の実証、あわせて立地企業との連携によるカーボンニュートラル※に向けた蓄電池関連産業の集積や低炭素素材・資材等の研究開発・実用化などのイノベ構想の実現に向けた取組を推進します。

↑・ F-REI の立地を魅力に加筆
　・ リビングラボ事業を追記

◆　F-REI と連携し、５ つの研究分野(ロボット／農林水産業／エネルギー／放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用／原子力災害)に関する知見、研究成果の発信による、関連産業の誘致拡大を図ります。

◆　町内で活動する企業や大学等が入居する産官学連携施設を整備し、新たな産業を長期的に生み出す環境サイクルを構築します。

↑・ F-REI の５つの研究分野(ロボット／農林水産業／エネルギー／放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用／原子力災害に関するデータや知見の集積・発信)の取組推進を加筆
　・ 産学官連携施設を加筆

◆　~~さらに、南産業団地の早期整備や立地企業の事業運営に必要なエネルギーを再生可能エネルギー・水素エネルギーで賄う、(仮称)棚塩ＲＥ１００産業団地の整備構想~~町内動向を踏まえ、適切な産業団地の確保を進め、イノベ構想関連の先端産業等の受入体制の強化を図ります。

↑・ 具体的な産業用地の開発計画などを踏まえて更新

◆　また、企業誘致を強力に推進するため、町独自の企業立地・雇用創出支援により~~支援策を検討するとともに~~、産業団地以外の町内への企業誘致にも積極的に取り組みます。

## 施 策 の 展 開

**（２）企業誘致の推進**

- **ア　町内での企業や大学の研究活動・実証の推進**
- **イ　企業誘致活動の強化**

## （３）就労支援・人材育成

### ◆町内事業所の従業員の確保や、町内就労希望者への支援、復興をリードする人材の育成・確保に取り組みます

#### 現 状 と 課 題

◆ 新たな企業の進出による雇用の場を確保するため、産業団地を整備しています。加えて、町内では事業者が少しずつ再開・創業を果たしています。

◆ 勤労者福祉センター内にハローワークの派出となる「浪江町地域就職相談室」を設置し、専門相談員が職業相談、職業紹介を行っています。また、地域おこし協力隊※の制度を活用し、復興に関する取組の担い手の確保とともに、後継者不足に悩む「大堀相馬焼」の窯元等~~や酒造会社~~へ隊員を派遣し、町の伝統や技術を受け継ぐ担い手の確保に取り組んでいますが、任期終了後の町への定着が課題となっています。

↑・ 浪江町就職相談室を加筆

◆ さらに、関係機関（浪江町地域職業相談室、福島広域雇用促進支援協議会、ふくしま生活・就職応援センター等）と連携して就職相談会、企業説明会・面接会、技能習得支援などの実施や情報提供を行い、就労支援をしています。

◆ 今後とも積極的な企業誘致活動や事業者の再開･創業支援を行い、帰還町民や移住･定住者に向けて働く場を確保していくことが必要です。

◆ 水素の利活用推進や福島イノベーション・コースト構想及び F-REI における研究開発の成果を踏まえた産業振興・社会実装に向けて、その担い手となる人材の育成も求められます。

（新　規）人材育成に関する現状と課題を加筆
・ 水素の利活用推進や福島イノベーション･コースト構想及び F-REI における研究開発の成果の産業化･社会実装に向けて、関連分野を担う人材の育成が必要。

## 目指す姿と取組

◆ 帰還の促進と移住・定住の推進を図るため、今後とも、浪江町地域職業相談室等関係機関と連携し、職業相談や求人検索・紹介等様々な就労支援の拡充を図るとともに、きめ細かな情報提供に取り組みます。

◆ また、産業後継者の確保の課題に対して、地域おこし協力隊制度等を引き続き活用し、町の重要な産業の担い手の確保と育成に取り組みます。

◆ さらに、帰還・移住、年齢、性別を問わず、誰もが働く機会を得られるよう、積極的な企業誘致活動を行うとともに、事業再開・創業しやすい環境整備を行い、就労機会を創出します。高齢者には、生きがいづくりのため軽作業等などの雇用の場を創出します。

◆ 誘致企業や事業者の人員確保のため、地元高校生を招いた企業案内会や合同での企業就職説明会の開催、更には関係機関による人材確保支援などを積極的に進めていきます。

◆ F-REI 立地による研究成果を踏まえた産業振興・社会実装に向けて、また、さらなる復興をリードする人材育成のため、産学官の連携や新規参入・事業拡大を目指す企業の人材育成支援、若者が先端技術にふれあう機会の提供を図っていきます。

（新　規）人材育成に関する目指す姿と取組を記載
・ 研究成果の産業化・社会実装に活躍し、復興をリードする人材育成のため、産学官の連携や新規参入・事業拡大を目指す企業の人材育成支援、若者が先端技術にふれあう機会づくりを進める。

## 施 策 の 展 開

**（3）就労支援・人材育成**

- **ア 就労支援の充実**
- **イ 復興をリードする人材の育成・確保**

## （４）観光・交流の推進

### ◆町の賑わいを創出する様々なイベントの開催や町の魅力、復興の様子等の情報発信に取り組み、関係交流人口の拡大を推進します

#### 現 状 と 課 題

◆ 令和２年８月に復興のシンボルであり、町の魅力を発信する交流・情報発信拠点である「道の駅なみえ」が産地直売所、キッズスペース（遊び場）、フードテラス、ベーカリー等を備えてプレオープンし、その後「地場産品販売施設（酒蔵等）」の開設に合わせて、令和３年３月にグランドオープンしました。

◆ 「道の駅なみえ」の交流広場では定期イベントを開催しています。さらに、町では多様なイベントの開催や県外各地物産展への出展を行っています。また、様々な機会を捉えてＰＲ動画・パンフレットを活用するとともに、町を応援するアイドルや団体と連携して町の魅力を全国各地に発信しています。

◆ また、「十日市」や「相馬野馬追」など伝統行事や春・夏・秋まつりなど様々なイベントの開催により、町民が町内で交流する機会が増えてきています。さらに、町内の宿泊拠点として「いこいの村なみえ」の再開や民間ホテルの創業など、町民や訪問者が町に滞在できる環境が整いました。いこいの村なみえ周辺は桜・つつじの名所としても知られる丈六公園や、高瀬野球場も整備され、レクリエーションにも適した場所となっています。

↑・ 丈六公園や高瀬野球場の整備といった動向を追記

◆ 今後は、国内外からの交流人口や移住・定住人口の拡大につなげるため、「道の駅なみえ」を軸に、「震災遺構浪江町立請戸小学校」等アーカイブ施設※、令和７年度の事業完了を目指す「福島県復興祈念公園」、先端的なイノベ構想関連施設、観光資源等を活用して、町に訪れたくなる、町ならではの体験を味わえる仕組や体制づくりが必要です。

↑・ 復興祈念公園を追記し、ホープツーリズム等での連携や観光を推進するための体制の必要性を追記。

## 目指す姿と取組

◆　「道の駅なみえ」は交流・情報発信拠点として機能を発揮するほか、いつでもふるさとに気軽に立ち寄れる町民の交流の場として、更には、イノベ構想や先端技術による水素社会の実現への取組等を体感できる展示を活用して、視察・教育の場とします。

◆　また、「道の駅なみえ」を軸に、被災経験を伝える「東日本大震災・原子力災害伝承館」・「震災遺構浪江町立請戸小学校」・「丈六公園」・「福島県復興祈念公園」、先進的な取組のイノベ構想関連施設、~~今後再開を予定している~~「さけやな場」をはじめ、今後再開を目指す「高瀬川渓谷」「海水浴場」~~・「丈六公園」~~などの観光・交流資源を有機的に結びつけ魅力を発信します。

↑・ 丈六公園を整備済施設に修正

◆　あわせて、周辺自治体や関係団体との連携を深め被災地域を学びの場とし、復興~~ホープ~~ツーリズム※など広域的に観光周遊するツアー等を民間企業と連携しながら造成するとともに、社員研修や修学旅行での来訪等へのニーズ調査等も検討しながら、観光商品としての販路についても調査・検討します。~~な視察周遊ルートを創設します。~~

◆　さらに、多様なイベントの開催や伝統行事等の再生を推進するとともに、町の魅力をＰＲする動画・パンフレット等コンテンツ※の充実や行政・団体・町民の協働による観光人材の確保・育成と観光組織体制の構築を検討します。加えて町のマスコットキャラクターを活用するとともに、町の復興を支援するアイドルや団体等と連携し、様々な機会を捉えてＰＲコンテンツの活用などにより全国各地へ町の魅力を広める活動を進め、関係・交流人口の拡大を図ります。

◆　また、外国人観光客に向けて、外国語併記の案内板設置や外国語の観光パンフレットの配布等、受入体制の整備を推進します。

## 施 策 の 展 開

**（４）観光・交流の推進**

- ア　観光振興のあり方の検討
- イ　観光・交流イベントの充実
- ウ　周遊観光の推進及び誘致宣伝の強化
- エ　広域連携による観光・交流の推進

# 第２章　未来を担う人づくり

## 復興の基本方針Ⅱ　未来を担う人づくり

### 施策１　子育て環境・学校教育の充実

**(1)　子育て環境の充実**

子育て環境の充実により、子育てしやすいまちづくりに取り組みます。

**(2)　学校教育の充実**

学校教育の充実により、未来を担う人材の育成に取り組みます。

### 施策２　生涯学習環境の充実

**(1)　生涯学習環境の充実**

生涯学習に取り組める環境の充実により、町民の健康づくりと生きがいづくりを推進します。

**(2)　文化財保護・伝統芸能の継承**

文化財保護・伝統芸能の継承支援により、町の豊かな文化の継承に取り組みます。

### 施策３　震災の記憶の伝承

**(1)　震災の記憶の伝承**

震災の記憶の伝承に取り組みます。

# 施策１　子育て環境・学校教育の充実

## （１）子育て環境の充実

### ◆子育て環境の充実により、子育てしやすいまちづくりに取り組みます

#### 現 状 と 課 題

◆　浪江町では令和６年度に「浪江町こども計画」を策定し、次代を担うこどもたちが健やかにのびのびと育っていくために、すべてのこどもと子育ての段階に応じた支援の総合的な取組を推進しています。

（新　規）
・こども計画の策定を追記

◆　子育て世代が安心して子育てするためには、妊娠期から出産期、新生児期からの子どもたちの成長過程に応じて、子育て環境への不安の解消や経済的負担の軽減などの支援体制が必要です。また、令和 6 年３月に実施された「子育てに関するニーズ調査」では、「子育て支援で期待すること」として「小児医療体制の整備」、「地域の保育サービスの充実」、「子どもが安心して遊べる施設の充実」が多く回答されており、こうした子育てニーズに対応していくことが必要となっています。

↑・こども計画策定にあたって実施された「子育てに関するニーズ調査」では、「子育て支援で期待すること」として「小児医療体制の整備」「地域の保育サービスの充実」「子どもが安心して遊べる施設の充実」が多く挙げられており、対応が求められる。

◆　さらに、子どもたちの健全な精神や心の豊かさを育んでいくためには、子どもたちが様々な体験ができる機会、様々な世代との交流ができる機会が必要であるとともに、家庭や行政をはじめ地域全体で子どもたちを応援し、見守り、子育てを支援していく協働の取組が重要です。

◆　また、F-REI をはじめとした多様な主体の活動に伴い居住する国内外のすべての人(障がいの有無、外国人、高校生など)にとって暮らしやすい環境を整備していくことが求められます。

↑・F-REI をはじめとした多様な主体の活動に伴い居住する国内外のすべての人(障がいの有無、外国人、高校生など)にとって暮らしやすい環境整備の必要性を加筆。

◆　そのため、就園前の子どもたちと保護者~~その親~~の支援については、平成 30 年 4 月から町内に開園した「浪江にじいろこども園」での一時預かりや子育てサロン等の交流会を実施しています。また、令和 4 年 6 月には乳幼児から小学生まで遊べる「ふれあいげんきパーク」を整備し、子育て相談やイベントを開催しています。

↑・乳幼児から小学生まで遊べる「ふれあいげんきパーク」を追記

◆　平成 29 年 3 月 31 日に避難指示の一部が解除されたことから、平成 30 年 4 月に幼保連携型認定こども園「町立浪江にじいろこども園」を開園しています。~~また、~~こども園の受入定員は 90 ~~を 30~~ 人と設定していますが、一部の年齢では年々受入定員に~~が~~ひっ迫しています。今後も入園希望者の増加が予想されるため、現在園舎・園庭の増築を進めていますが、引き続きこども園の機能強化に取り組むとともに、あわせて子育てしやすい環境づくりの充実のため更なる施設整備に取り組む必要があります。

↑・こども園の増築事業を踏まえ、記載を更新

## 目指す姿と取組

◆　子育て世代への支援については、~~なみえ子ども応援センター（子育て世代包括支援センター　※）を健康保険課内に設置し、令和２年度に運営を開始しました。~~浪江町こども家庭センターを教育総務課内に設置し、令和６年度に運営を開始しました。今後は、当センター及び新たな子育て支援拠点を中心に、~~医療機関等~~関係機関と連携し、子育て世帯に対し妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない一貫した相談支援等の体制を構築するとともに、子ども医療費助成等経済的支援を確保し、安心して産み育てる環境づくりを継続します。

↑・子育て世代包括支援センターからこども家庭センターへ移行されるため記載を修正
・新たな子育て支援拠点の記載について加筆

◆　また、ふれあいげんきパークなどでの様々な世代との交流や地域との関わりを通して、ふるさととの絆の維持や心身の成長への支援を図るとともに、各家庭や行政はもちろん、地域全体で連携して~~子育て家庭を見守り、子育て支援に取り組みます。~~こどもや若者、子育て家庭、困難や課題を有する方を見守り、支援します。

↑・こども計画の4つの基本目標をもとに、ふれあいげんきパークなどの拠点を活用した子育て環境充実の方向性を更新

◆　~~さらに、子どもの増加状況に合わせた保育施設整備等の検討を進めるとともに、子育てしやすい環境づくりのため、屋内アスレチック施設の整備を進めます。~~

↑・屋内アスレチック施設の整備を削除

◆　また、避難先自治体でも安心して子育てに関するサービスが受けられるよう、国・県とともに避難先自治体へ協力を働きかけます。

## 施 策 の 展 開

（１）子育て環境の充実
- ア　産み育てる環境の支援
- イ　子どもと家族の健康支援
- ウ　保育・子育て環境の充実
- エ　経済的支援の継続

**関連する主な個別計画**

●浪江町こども計画　~~浪江町第２期　子ども・子育て支援事業計画~~

## （2）学校教育の充実

### ◆学校教育の充実により、未来を担う人材の育成に取り組みます

#### 現 状 と 課 題

~~◆　平成 23 年度から二本松市で小中学校を再開し、浪江ならではの教育が受けられる環境づくりに取り組みました。しかし、児童・生徒数の減少により、平成 31 年度に「浪江中学校」、令和元年度に「浪江小学校」、令和 2 年度に「津島小学校」が休校となり、避難先での町立学校の児童・生徒は令和 2 年度をもって全て卒業となりました。~~

↑・ 削除

◆　平成 30 年 4 月からは、なみえ創成小・中学校が町内で開校し、少しずつではありますが、町内の子どもの数が増加しています。少人数校の特徴を活~~生~~かし一人ひとりに寄り添いながら、大堀相馬焼等の体験教室や大学の~~復興~~支援による~~ロボット教室、~~被災経験を活~~生~~かした防災教育、外部講師による哲学対話~~訓練~~など町ならではの特色のあるカリキュラムに取り組んでいます。

◆　F-REI の立地や令和 6 年 3 月に策定した浪江国際研究学園都市構想を踏まえ、新しい産業の創出と、それを支える研究者や国際的な人材が育成の視点にたった、特色ある教育環境づくりが求められています。

◆　町内に立地する福島県立浪江高等学校及び津島校は平成 29 年 3 月より休校状態にあり、圏域内における高等学校施設の再開等について引き続き検討していく必要があります。

↑・ F-REI の立地や学園都市構想の策定を加筆しながら、特色ある教育環境づくりの契機であることを追記。
・ 双葉郡では高等教育が再開していないことを課題として追記。

◆　子どもたちの絆やふるさととのつながりの維持は、避難の長期化に伴う子ども同士やふるさととの関係性の希薄化から難しくなっているため、どこにいても本町を身近に感じられるよう小・中学校の記録・思い出の保存を実施しています。

◆　転入した子どもたちはもとより、帰還した子どもたちも震災発生時は幼少期であり町をよく知らないため、これまで先人たちが積み上げてきた町の歴史や伝統文化等を学ぶ機会をつくり、ふるさとを身近に感じられるとともに、次世代へ引き継がれる取組が必要となっています。加えて、町の未来を託す子どもたちの教育環境づくりには先進的な取組が必要です。

◆　また、校舎内外・通学路の環境放射線モニタリング、スクールバスによる通学支援、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等を実施するとともに、町外においても就学援助費、遠距離通学費助成の支給条件緩和を実施しています。今後とも、子どもたちが安心して学べる環境をつくる必要があります。

## 目指す姿と取組

◆　震災で離ればなれになった子どもたちの絆を、小中学校の記録・思い出の保存や交流事業等を通じて強めてきました。子どもたちが町に住んでよかった、学んでよかったと思える取組として、学校においてふるさとを学ぶ機会や復興事業（伝統行事等）への参加機会等を充実し、町の歴史や伝統文化を次世代につなぐ活動を続けます。

◆　持続可能なまちづくりには、町の将来を担う子どもたちが増えていくことが不可欠です。なみえ創成小・中学校の開校により、町内で安心した環境での学びの機会をつくりました。今後は町の歴史や伝統文化、防災教育等様々な体験や学びの場の提供など、学校教育だけでなく、地域ぐるみ、町ぐるみで学びの創出を行います。さらに、ＡＬＴ（外国語指導助手）と連携した英語学習やタブレット端末を利用したＩＣＴ※教育等、や F-REI と連携した国内外に誇れる研究開発に触れる機会づくりなど、先進的な教育環境の充実に取り組みます。

↑・ F-REI などと連携した先進的な教育環境の充実を追記

◆　子どもたち一人ひとりに寄り添った手厚い教育に取り組んでいますが、児童生徒は徐々に増加傾向にあるため、維持管理の負担など総合的に検証し、必要な小中学校の施設整備等の検討を進めます。

◆　浪江町を含む双葉郡内における高等教育施設の再開等に向けて、双葉郡内の各町村との連携とともに、福島県への働きかけを継続していきます。

（新規）・ 高等教育の再開に向け、双葉郡内の各町村と連携した働きかけを追記

◆　経済的支援では、町内外を問わずこれまでの就学援助など各種助成制度等による支援を継続します。

## 施 策 の 展 開

（２）学校教育の充実

- ア　学習環境の充実
- イ　安心して学習できる環境整備
- ウ　経済的支援の継続

# 施策２　生涯学習環境の充実

## （１）生涯学習環境の充実

**◆生涯学習に取り組める環境の充実により、町民の健康づくりと生きがいづくりを推進します**

### 現 状 と 課 題

◆　町内では、交流サロンやスポーツを通した心身の健康づくりと生きがいづくりに取り組んでいます。町外の交流館や復興公営住宅等では、趣味の同好会等の交流を図りながらコミュニティ形成を図ってきました。

◆　また、~~町内では~~グラウンドゴルフ、バレーボール、野球等の大会が再開し、多くの町民が参加しています。スポーツ振興の拠点である地域スポーツセンターやふれあいセンターなみえにおいては、各種サークル活動等を通じた健康づくりを町民主体で実施しています。さらに、防災機能を備えた広場「復興海浜緑地」ではパークゴルフ場の整備を進めています。

↑・ ふれあいセンターなみえの整備やパークゴルフ場の整備の進行を追記

◆　芸術文化の振興と発展を図ることを目的として、浪江町芸術文化団体連絡協議会が組織され、芸能祭などで日頃の活動成果の披露を行っていますが、震災による長期避難の影響等で震災前と比較して活動団体数が減少している状況です。

↑・ 文化活動に係る現状と課題を追記

◆　今後は F-REI をはじめとした、多様な主体の活動に伴い居住する国内外のすべての人が生涯学習に進んで参加できるような環境づくりが求められています。

（新　規）
↑・ F-REI をはじめとした多様な主体の活動に伴い居住する国内外のすべての人が生涯学習に進んで参加できる環境づくりの必要性を課題に追記。

~~◆　しかし、震災により、町内の運動施設、図書館及び公民館は利用できない状況となっており、また、早急に生涯学習を推進するための環境整備が必要です。~~

↑・ ハード整備に係る課題は、一定の施設整備が進んでいるため削除。

## 目指す姿と取組

◆ ~~新たに生涯学習を通じた交流によるコミュニティ形成を図る場として、ふれあいセンターなみえ運動公園の復旧、更には旧コスモス保育園を活用した図書館機能・公民館機能を備えた復興まちづくり支援施設の整備等を進めます。あわせて既存の各運動場の復旧やパークゴルフ場の再整備などの検討を進め、これらの施設と地域スポーツセンター~~整備・復旧した運動施設の活用を図り、町民の健康づくりと生きがいづくりを推進します。

↑・ 運動施設の整備が進んだことを踏まえ、記載を更新。

◆ また、震災前に町内で実施していた~~町民運動会・~~各種競技大会など町民が一体となり楽しく参加できるスポーツ・イベントの再開・創出に努めるとともに、芸能祭など各種活動への支援を通して町民の生きがいづくりを推進します。

↑・ 町民運動会を削除(事業評価において、行政区長会で開催に後ろ向きな意見があるとの回答があったため)。

◆ 浪江国際研究学園都市構想に掲げる「多様な主体が共生する持続可能なまちづくり」の理念を踏まえ、町民同士が国籍等に関わらず交流・相互理解を深められるよう支援し、団体の育成を図ります。

(新 規)
↑・ 浪江国際研究学園都市構想に掲げる「多様な主体が共生する持続可能なまちづくり」の理念を踏まえ、町民同士が国籍等に関わらず交流・相互理解を深められるよう支援し、団体の育成を図ります。

## 施 策 の 展 開

**(1)生涯学習環境の充実**

- **ア スポーツによる体力の向上や健康づくりの推進**
- **イ 生涯学習を通じた生きがいづくりの推進**

## （２）文化財保護・伝統芸能の継承

### ◆文化財保護・伝統芸能の継承支援により、町の豊かな文化の継承に取り組みます

#### 現 状 と 課 題

◆　指定文化財※については、震災による影響等により修復・保全が必要なものについて、県や民間団体の助成制度を活用し随時修復・保全を進めています。

◆　また、これまでふれあいセンターなみえ等に保存していた、遺跡からの出土品、民具、寄託を受けた物品・資料等について、新たに整備された文化財収蔵庫への移管とともに、引き続き安定的な収蔵環境の整備や今後の利活用に向けた検討を進めていく必要があります。

↑・ 文化財収蔵庫の完成について加筆。

◆　伝統芸能については、町内各地区の保存会による「田植踊」や「獅子神楽」等の継承活動が町内で行われるようになってきたところです。

◆　町では、活動費の助成、用具類の保管、披露の場づくり等の支援のほか、活動中断後でも将来復活が可能となるよう、記録映像等の作成支援に取り組んでいます。今後も町の歴史と文化の継承を図るため、町内各地区の保存会の状況に応じた支援の~~を~~継続とともに、~~していく~~新たな担い手の確保・育成にも取り組んでいく必要があります。

↑・ 担い手の育成･確保を課題に追記。

## 目指す姿と取組

◆　町の豊かな歴史と文化を後世に引き継ぐため、指定文化財を中心に修復・保全を継続するほか、町内で進む復興関連事業・住宅再建等開発事業と遺跡（埋蔵文化財）の保護の両立を図りながら、発掘調査成果を還元するための現地説明会や遺物等の展示に取り組みます。

◆　伝統芸能については、保存団体が継続できるよう、F-REI をはじめとした多様な主体の活動に伴う移住者や関係人口などの取り込みを支援し、活動費用の助成、伝承用記録映像作成の支援、披露機会の確保等を継続して実施します。また、教育委員会等との連携により、児童・生徒に向けた伝統文化教育を実施します。

↑・「保存団体が継続できるよう、”F-REI をはじめとした多様な主体の活動に伴う移住者や関係人口などの取り込みを支援し”、活動費用の助成、（中略）を継続して実施します。」に変更。
・　教育委員会等と連携した伝統文化教育の実施を追記。

◆　あわせて、歴史や文化の継承の基となる文化財の活用に向けて、収蔵環境の整備とともに今後も寄託される物品・資料の受入・整理に取り組みます。

## 施 策 の 展 開

**（２）文化財保護・伝統芸能の継承**

- ア　文化財の保護
- イ　伝統芸能の継承

# 施策３　震災の記憶の伝承

## （１）震災の記憶の伝承

### ◆震災の記憶の伝承に取り組みます

#### 現 状 と 課 題

◆　震災により、多くの生命と財産を奪われた本町において、地震・津波・原発事故による災害の記憶と教訓を風化させることなく伝承し、後世の人々の防災・減災の意識向上につなげることが重要です。

◆　犠牲者に対し哀悼の意を表するとともに、過酷な被災経験を二度と繰り返させないため、平成 24 年から毎年 3 月に「浪江町東日本大震災追悼式」を執り行って~~いますきました~~。

◆　また、「浪江町震災遺構検討委員会」から平成 31 年 2 月に提言を受け、災害の脅威や教訓を伝える震災遺構として「請戸小学校」を~~保存し公開するため、令和３年度供用開始を目標に整備を進めています。~~令和３年 10 月から一般公開しているほか、先人を敬う鎮魂の場と被災の記憶を継承する場として、令和４年３月に請戸地区共同墓地跡に「先人の丘」を整備しました。

↑・震災遺構の整備完了に更新。先人の丘整備完了を加筆。

◆　平成 29 年 3 月に震災の慰霊碑を建立した大平山霊園は、被災した請戸地区全域と福島第一原子力発電所を望む、震災の爪痕を伝える最も象徴的な場所であることから、震災の記憶と教訓の学びの場として活用しています。

◆　あわせて、町内にあった各小中学校の校歌を記録（ＣＤ化）するとともに、解体予定の校舎内部をＶＲ（仮想現実）システムを活用したデジタルデータで保存しました。このほか避難の記録や復興の歩みをまとめた「震災記録誌」を作成しました。

↑・近年の動向の更新が不要か生涯学習課で確認中。

◆　今後は、「東日本大震災・原子力災害伝承館（双葉町）」や「福島県復興祈念公園」等アーカイブ施設を有する県や周辺自治体との広域連携により一層効果的な震災伝承・防災教育・情報発信を行うことが求められています。

↑・復興祈念公園を加筆。

## 目指す姿と取組

◆　震災の教訓・記憶を後世の人々に伝承するため、数ある震災遺構の中で、地震・津波に加え原発事故の脅威を伝えることができる数少ない場所である「請戸小学校」を震災遺構とし、あわせて震災遺構内に町の震災の記憶を伝える物品・資料等を保存・公開することにより、伝承活動、防災教育等の取組を進めます。~~また、請戸共同墓地の跡地に「先人の丘」を整備し、鎮魂と被災の記憶の継承に取り組みます。~~

↑・ 先人の丘整備を削除し、請戸小学校における今後の活動展開に修正（町の震災の記憶を伝える物品・資料等の保存・公開など、伝承活動、防災教育等の取組）

◆　令和２年９月に「東日本大震災・原子力災害伝承館」が開館し、更に「福島県復興祈念公園」等世代を超えて震災を伝承する施設などの整備が進みます。「道の駅なみえ」を軸として、周辺自治体との広域連携と合わせて、町民の語り部の育成・活用により、効果的な震災伝承と防災教育等を図るとともに、町の復興状況について国内外への情報発信に取り組みます。

## 施 策 の 展 開

**（１）震災の記憶の伝承**

- **ア　震災の記憶を保存する取組の推進**
- **イ　震災の記憶を伝承する取組の推進**

# 第３章　帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり

## 復興の基本方針　Ⅲ. 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり

### 施策１　帰還困難区域の再生

**(1)　帰還困難区域の再生**

特定復興再生拠点区域の整備を進めるとともに、全域避難指示解除に向けた取組を行います。

### 施策２　社会基盤の維持・整備

**(1)　浪江駅周辺を核とした中心市街地整備**

浪江駅周辺を核とした復興を加速化させる中心市街地機能の整備に取り組みます。

**(2)　上下水道の整備**

町民が安全で安定した水を使えるように取り組みます。

**(3)　交通網の充実**

町内の道路整備や公共交通の充実により、便利で機能的なまちづくりに取り組みます。

### 施策３　防災・安全の強化

**(1)　防災・安全の強化**

震災の教訓を生かした防災・安全のまちづくりに取り組みます。

**(2)　防犯・防火・交通安全の強化**

犯罪や火災、交通事故の少ない、安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

### 施策４　ゼロカーボンシティの推進

**(1)　ゼロカーボンシティの推進**

ゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギーの地産地消や水素の利用等を推進します。

# 施策１　帰還困難区域の再生

## （１）帰還困難区域・特定復興再生拠点区域の再生

**◆特定復興再生拠点区域の整備を進めるとともに、全域避難指示解除に向けた取組を行います**

### 現 状 と 課 題

~~◆平成 29 年 3 月 31 日に、町内の避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示が解除されました。しかし、帰還困難区域については未だに避難指示が継続されたままとなっています。~~

~~◆そのため、平成 29 年 11 月に帰還困難区域全域の「浪江町帰還困難区域復興再生計画」を策定し、令和 15 年 3 月までに帰還困難区域全域の復興に向けた作業の完成を目指す、整備目標スケジュールを定めました。~~

~~◆平成 29 年 12 月に「浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画」が国から認定され、室原、末森、津島の 3 つの特定復興再生拠点について、令和 5 年 3 月の避難指示解除を目標とした除染やインフラ復旧等の事業が始まっています。~~

~~◆町は特定復興再生拠点区域を、帰還困難区域全域の復興に向けた第 1 ステージと位置づけ、段階的な整備範囲拡大を目指します。~~

◆ 平成 29 年に避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示が解除され、その後、令和 5 年に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されています。さらに、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に向けて、令和 6 年に特定帰還居住区域復興再生計画が国に認定されました。

◆ 2020 年代をかけて、帰還意向のある住民全員が帰還することができる環境整備を目標とした除染やインフラ復旧等の事業を進めていくとともに、浪江国際研究学園都市において位置づけられた、地方ならではの自然を感じる生活環境を活かした郊外型のライフスタイルの場「郊外拠点」の形成に向け、環境の整備や土地利用の促進が求められます。

◆ 特定帰還居住区域に指定されていない帰還困難区域についても早期に除染・避難指示解除に向けた方向性を示していくとともに、立入条件の緩和等について検討していくことが求められます。

↑全体的に更新
- 平成 29 年に避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示が解除。その後、令和5年に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除。
- さらに、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に向けて、特定帰還居住区域復興再生計画が令和6年に国に認定。
- 今後は 2020 年代をかけて、帰還意向のある住民全員が帰還することができる環境整備を目標とした除染やインフラ復旧等の事業が進めるとともに、浪江国際研究学園都市において位置づけられた地方ならではの自然を感じる生活環境を活かした郊外型のライフスタイルの場「郊外拠点」の形成に向け、環境整備・土地利用といった地域振興策の検討が必要。
- 特定帰還居住区域に指定されていない帰還困難区域についても早期に除染・避難指示解除に向けた方向性が示されることが重要であること、帰還や町との絆の維持において一時立入の緩和を検討していくことの必要性を追記。

## 目指す姿と取組

◆ 特定復興再生拠点区域の避難指示解除と拠点施設整備を活かし、浪江国際研究学園都市における「郊外拠点※」の形成に向け、生業の再開、新規創業等による人の交流・活動の活発化を推進します。

（新 規）
・ 特定復興再生拠点区域の避難指示解除と拠点施設整備を活かし、浪江国際研究学園都市における「郊外拠点」の形成に向け、生業の再開、新規創業、人の交流・活動が活発化に向けた取組を推進

~~◆ 特定復興再生拠点区域室原拠点※を、高速道路、幹線道路を中心とした物流・防災の要として、防災拠点や物流産業等の集積拠点として整備を推進します。~~

~~◆ 特定復興再生拠点区域末森拠点※を、周辺地域との連携による農業再生エリアとして、隣接する田尻地区との連携を図りながら、農業の再生に向けた取組を推進します。~~

~~◆ 特定復興再生拠点区域津島拠点※を、津島における新たなまちづくりと交流エリアとし、その拠点施設として「つしま活性化センター」の復旧・整備を推進します。~~

~~◆ 「陶芸の杜おおぼり」については、文化的な価値をもつ区域として、町と大堀相馬焼協同組合等が連携し、地元での伝統復活や観光・交流を促進させる施設として復旧・整備を推進します。~~

◆ 政府は、令和元年 12 月に閣議決定した、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の中で、『帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任をもって取り組む」との決意の下、対応を検討する必要がある。』と定めました。政府方針の実現を強く求め町として、一日も早い全域避難指示解除を目指すとともに、防犯上の観点等に留意しながら、帰還困難区域への立入制限の緩和についても検討していきます。~~七再生を進めます。~~

↑・ 防犯上の観点に留意しつつ、帰還困難区域への立入制限の緩和を検討していく方向性を追記。

## 施 策 の 展 開

（1）帰還困難区域の再生
- ア 全域避難指示解除に向けた取組
- イ 帰還困難区域の立入支援
- ウ 特定復興再生拠点区域の再生・整備

| 関連する主な個別計画 | |
|---|---|
| | ● 浪江町帰還困難区域復興再生計画 |
| | ● 浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画 |
| | ● 浪江町特定帰還居住区域復興再生計画 |

# 施策２　社会基盤の維持・整備

## （１）浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

**◆浪江駅周辺を核とした復興を加速化させる中心市街地機能の整備に取り組みます**

### 現 状 と 課 題

◆　中心市街地においては、長期間管理不能であったことにより荒廃が進んだ住宅、事務所、店舗などの解体が進み、空洞化が著しい状況にあります。中心市街地を再生させるには、商圏の喪失、働き手不足、物流の崩壊、再建資金の調達など課題が山積しています。しかし、町の顔ともいえる駅周辺を核とする中心市街地の再生こそが事業者はもとより多くの町民が望むものであり、町が掲げる復興の姿です。

◆　令和２年３月のＪＲ常磐線の全線開通に伴い、町外から多くの来訪者を誘導するため、ＪＲ浪江駅前を「町の顔」として早期に整備する必要があります。中心市街地の再生については、平成 28 年度に町民参加型で「浪江町中心市街地再生計画」を策定しました。「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」を基本理念として、「安全・安心のまちづくり」「暮らしやすいまちづくり」「集う・にぎわう・つながるまちづくり」「浪江らしさがあるまちづくり」を中心市街地再生の目標に掲げ、町民、事業者、商工会、ＪＲ東日本等関係機関と連携し、回遊性のあるまちづくりを進めていく必要があります。

◆その具体化として、平成 29 年度に作成した「浪江町中心市街地再生計画実施計画」に基づき、駅周辺を核とした中心市街地の再生に向けて、駅周辺の地権者の意向把握、町内外の企業への進出等のアンケート調査を実施し、令和２年度に、国の「一団地の復興再生拠点整備制度」を活用した新たな市街地整備のための土地利用計画等の作成を行いました。

◆また、浪江駅周辺の再生に係る各種計画（浪江駅周辺エリアのまちづくりビジョン、浪江駅周辺整備計画、浪江駅周辺グランドデザイン基本計画、浪江駅西側地区整備計画）の策定や、F-REI 整備の推進、浪江国際研究学園都市構想によるタウンセンターの形成など、「浪江町中心市街地」の再生に向けた取組が動きだしています。

↑・浪江駅周辺エリアのまちづくりビジョン、浪江駅周辺整備計画、浪江駅周辺グランドデザイン基本計画（商業施設などの計画）、浪江駅西側地区整備計画、F-REI の設立、学園都市構想が目指すタウンセンターの形成などの動きを追記

## 目指す姿と取組

◆ 町の復興を加速化させるため、まちづくりの核となる「浪江町中心市街地再生計画」を実現する必要があります。そのため、生活に必要な機能の中心市街地への集約や遊休施設、空き地等地域資源の活用等により、浪江駅周辺を中心とした区域に、駅東西自由通路、店舗、オフィス、住宅等様々な機能の集積や道路整備を進め、誰もが住みやすい快適な暮らし、商業機能の活性化、にぎわいの回復等につながる中心市街地整備を進めます。

◆ さらに、商工会や各種団体等との連携強化を図り役割分担を明確にし、失われた商業の再生を進めるとともに、「道の駅なみえ」、「浪江町地域スポーツセンター」、~~に加え、今後整備する図書館機能・公民館機能を備えた施設、屋内アスレチックなど駅周辺の公共施設~~「ふれあいセンターなみえ」との連携や、持続可能なまちづくりを進めるために民間事業者や町民の積極的なまちづくりへの参画を促す共創の仕組みを構築し、浪江駅西側地区整備計画による F-REI 施設などと連携した中心市街地再生の取組を展開します。

↑・ 図書館など整備済施設の記載を更新しつつ、浪江駅西側地区整備計画を踏まえ F-REI などとの連携を加筆

## 施 策 の 展 開

### （1）浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

#### ア 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

| 関連する主な個別計画 | |
|---|---|
| | ● 浪江町中心市街地再生計画 |
| | ● 浪江町中心市街地再生計画実施計画 |
| | ● 浪江駅周辺エリアのまちづくりビジョン |
| | ● 浪江国際研究学園都市構想 |
| | ● 浪江駅西側地区整備計画 |

## （２）上下水道の整備

**◆町民が安全、安心な水を、安定して使えるように取り組みます**

### 現 状 と 課 題

◆ 上水道については、帰還困難区域等の~~一部が~~未復旧~~で~~あるものの、解除区域では通水可能となっています~~なりました~~。しかし、利用人口が少ないため、使用料収入で施設や管路の更新、維持管理費を賄うことが困難であり、減収分の~~を~~損害賠償がないと運営できない等、~~で補填しているなど、~~経営環境は~~が~~大変厳しい状況が続いています~~にあります~~。今後は、水道施設の老朽化対策、耐震化への対応を含めて、施設の更新を計画的に実施していく必要があるとともに、将来の利用人口に対応した持続可能な事業経営が必要です。

◆ また、町内３~~４~~か所の全取水場で 24 時間のモニタリングを行い、放射性物質濃度測定結果~~値~~を町のホームページ（以下「ＨＰ」という。）や広報紙等により情報発信しています。

◆ さらに、PFAS（有機フッ素化合物）の規制が世界的に厳格化されてきており、測定基準への追加など安全性を確保するための対応が求められています。

↑・ 全国で「PFAS」への対応が厳格化されている状況を追記。

◆ 下水道については、一部地域の避難指示解除~~時期~~に合わせて施設を復旧しました。~~運用を開始するとともに、新たに被害が確認された管渠の復旧工事を順次実施しています。~~しかし、利用人口が少ない状況のため、使用料収入で施設の維持管理費を賄うことが困難であり、減収分の~~を~~損害賠償がないと運営ができない等、~~で補填しているなど~~経営環境が大変厳しい状況が続いています。~~にあるため、~~これまで、高瀬地区の農業集落排水区域の統合等を行ってきましたが、持続可能な経営のためには、将来人口に対応した処理槽の復旧、今後、耐用年数を迎える施設や管路の~~改築~~更新等について、効率的な実施が必要です。~~を現状に即して効率的に実施することが必要です。~~

↑・ 農業集落排水区域を記載、上水道と同様に公営企業会計法の適用により、持続可能な事業経営に表現を統一

◆ ~~農業集落排水については、一部地域の避難指示解除時期に合わせて施設を復旧し、運用を開始しました。利用人口が少ないため、使用料収入で施設の維持管理費を賄うことが困難で、減収分を損害賠償で補填しているなど経営環境が大変厳しい状況にあります。今後は区域内の利用状況や維持管理費等を考慮し、施設の統廃合も含めた事業のあり方の検討が必要です。~~合併処理浄化槽については、整備費用を設置者に補助することにより普及促進に努めています。~~しかし、依然として単独浄化槽及び汲み取り槽の家庭も多いため、更に普及啓発に努めていく必要があります。~~

↑・ 農業集落排水は下水道区域への全域統合により廃止となっているため削除
・ 合併処理浄化槽の普及が一定程度進んだため、単独浄化槽及び汲み取り槽の記載を削除。

## 目指す姿と取組

◆ 上水道については、帰還困難区域の解除時期に合わせて、管路の復旧~~完全復旧を早期に目指すとともに、新たな被害が判明した場合には、順次、復旧作業~~を実施します。小野田水系の施設更新を行いましたが、~~水道施設は~~老朽化が進んで~~いる~~その他施設の更新、管路の耐震化等の~~おり、今後耐震化に対応した更新~~費用が多額となることから、~~施設の長寿命化に配慮した~~計画的な整備により費用節減に努めます。

↑・ 避難指示解除区域の管路復旧を実施していく方向性に記載を更新。

◆ また、施設統合等、将来の利用人口に対応した持続可能な事業経営を引き続き行うとともに、~~の検討を行うとともに、~~国の補助事業等の活用により財源を確保し、整備の合理化など、~~を図り、経営に必要な水道施設等の増設整備を行いつつ、~~水道経営の健全化に努めます。さらに、原発事故に伴う水道料金の減収分については、適切な~~東京電力と協議し、事業継続に不可欠な補填財源として~~賠償が受けられるように東京電力と引き続き協議します。~~金の確保に努めます~~

↑・ 管網モデルに基づく基幹管路整備などによる合理化などによる水道経営の健全化を目指す方向性を加筆

◆ なお、町民の放射線や PFAS に対する不安の解消のため、引き続きモニタリング及び測定を行い~~と分かりやすい情報発信を図り~~ます。

◆ 下水道については、利用人口の状況等を踏まえ、現状に合った施設整備の復旧~~老朽化・耐震化対策~~等、効果的な整備を~~計画的に~~実施します。さらに、原発事故に伴う下水道使用料の減収分については、適切な賠償が受けられるように東京電力と引き続き協議します。~~東京電力と協議し、事業継続に不可欠な補填財源として賠償金の確保に努めます。~~

↑・ 老朽管が存在しない状況のため、削除

◆ ~~農業集落排水については、利用人口の状況等を踏まえ、現状に合った施設の整備を実施するとともに、将来の事業のあり方について検討します。さらに、原発事故に伴う農業集落排水使用料の減収分については、東京電力と協議し、事業継続に不可欠な補填財源として賠償金の確保に努めます。~~

↑・ 農業集落排水は下水道区域への全域統合により廃止となっているため削除

◆ 合併処理浄化槽については、~~引き続き~~整備費用の~~を~~補助により、公共衛生の増進を進めます。~~するとともに、単独処理浄化槽や汲み取り槽からの転換を推進する啓発活動を実施します。~~

## 施 策 の 展 開

（2）上下水道の整備
- ア 上水道の整備
- イ 下水道の整備

## （３）交通網の充実

### ◆町内の道路整備や公共交通の充実により、便利で機能的なまちづくりに取り組みます

#### 現 状 と 課 題

◆ 主要な国道、県道及び町道の災害復旧工事は、令和元年度までに完了しました。常磐自動車道は平成 28 年 3 月に全線開通し、帰還困難区域の主要な国道、県道及び町道についても特別通過交通制度により自動車の通行がおおむね可能となっています。ＪＲ常磐線も令和 2 年 3 月に全線開通し、あわせて浪江駅を経由し東京・仙台間を直通で結ぶ特急列車の運行再開により交通の利便性が向上しました。しかし、中心市街地再生や産業団地、住宅団地等まちづくりに合わせた道路の整備は今後の課題となっています。

◆ 町道については、町民の要望や生活環境を良好にする観点から、随時、改良・補修工事を行っています。今後も復興状況に合わせた町道の整備・管理を効率的・効果的に進めていく必要があります。

◆ 橋梁については、長寿命化修繕計画に基づく安全性･耐久性診断等点検調査の結果、損傷等を確認した橋梁が多数存在していますが、橋梁が多いため、定期点検調査に多額の費用が必要であると同時に、維持・修繕についても多額の補修設計費・工事費が必要となり、財政圧迫の要因となっています。

◆ また、平成 29 年度から町民の帰還の加速化を図る目的で、国の財源により町民を対象としたデマンドタクシーを町内で運行していますが、将来的には、高齢者等交通弱者のニーズに対応して民間事業者の活用や未来技術を生かした新たな移動手段の検討など地域公共交通の充実に向けて取り組む必要があります。

◆ 今後の F-REI の立地などに伴う交通環境の充実や、震災遺構浪江町立請戸小学校や福島復興祈念公園などへの視察・観光需要の高まりに対応するよう、空港や大都市、浜通り地域外とのアクセス性の向上が求められます。

（新 規）
↑・ F-REI の立地などに伴うニーズ、請戸小学校や復興祈念公園などへの観光需要の高まりに対応するため、空港や大都市、浜通り地域とのアクセス性向上の必要性を追記
・ 記載内容に関する相双建設事務所との調整を建設課に依頼

## 目指す姿と取組

◆ 町内の交通環境の回復と機能向上、広域避難路の確保等を図るため、常磐自動車道の複線化や主要幹線道路（国道・県道）の復旧・改良工事の早期実現に向けた要望を継続的に実施します。また、復興の核となる中心市街地やF-REI、産業団地等の機能を向上させるため、交通利便性と安全性を確保するアクセス道路の整備に取り組みます。~~また、産業団地、住宅団地、請戸漁港を結ぶ新規路線の整備に取り組むとともに、復興の核となる中心市街地等の機能を向上させるため、道路改良等について検討を行い、必要な整備に取り組みます。~~

（新　規）
↑・ F-REI の立地などに伴うニーズ、請戸小学校や復興祈念公園などへの観光需要の高まりに対応するため、空港や大都市、浜通り地域とのアクセス性向上の必要性を追記
・ 記載内容に関する相双建設事務所との調整を建設課に依頼

◆ 町道については、パトロールを定期的に実施するなど道路管理を強化し、損傷の防止や軽減に努めます。損傷箇所については早急に補修を行うとともに、損傷の激しい路線の道路、側溝等の整備を計画的に進めます。

◆ 橋梁については、損傷の度合いや健全性の観点から緊急性の高い橋梁を中心に、橋の長さ、設置場所、建設年次などの影響を考慮して優先順位を定め、適切に補修修繕を行います。

◆ 効果的・効率的な交通網の整備と維持管理を図るため、人口減少などの社会情勢や予算・体制の観点での実現可能性を踏まえながら、今後のまちづくりや公共交通を支える交通網のあり方について検討していきます。

（新　規）
・ 効果的･効率的な交通網の整備と維持管理を図るため、人口減少などの社会情勢や予算･体制の観点での実現可能性を踏まえながら、今後のまちづくりや公共交通を支える交通網のあり方について検討する。

◆ 町内外の移動手段の確保については、町独自の公共交通としてデマンドタクシー運行を継続しつつ、代替サービスや有償化への見直しなども検討していきます。また、観光利用や高齢者等の交通弱者に配慮した持続可能な地域公共交通の充実に向けて取り組みます。

◆ JR 常磐線の便数増や東京方面からの時間短縮に向けて、関係機関への要望を継続します。

↑・ デマンドタクシーは運行を継続しつつ、代替サービスや有償化などの見直しを検討していく方針を加筆
・ JR 常磐線の便数増や東京方面からの時間短縮に向けた取組を加筆。

◆ さらに、イノベ機構・大学などの研究機関、企業等と連携し、５Ｇ※等未来技術を生かした自動運転など新たなモビリティサービスの実証等を行い、新しい地域公共交通の実現に向けた取組を進めます。

## 施 策 の 展 開

（３）交通網の充実
- ア 交通網の整備
- イ 公共交通の充実

| 関連する主な個別計画 | ● 浪江町橋梁長寿命化修繕計画 |
|---|---|

# 施策３　防災・安全の強化

## （１）防災・安全の強化

### ◆震災の教訓を生かした防災・安全のまちづくりに取り組みます

**現 状 と 課 題**

◆　災害に強い防災・減災のまちづくりを実現するため、浪江町地域防災計画の随時見直しを行っています。また、令和３年３月に浪江町国土強靭化地域計画を~~の~~策定しました~~を進めています~~。

↑・浪江町国土強靭化地域計画が策定済のため更新

◆　防災施設については、室原地区に防災備蓄倉庫や避難所等を備えた防災拠点施設~~の整備を進めています。また~~、町内複数箇所に避難所としても活用できる交流スペースと消防車庫の機能を備えた防災コミュニティセンターが、川添、大堀、幾世橋、苅野の各地区に整備されました。~~を計画しており、そのうち大堀防災コミュニティセンターが令和２年度に完成しました。~~

↑・浪江町防災交流センターや防災コミュニティセンター（大堀のほか、幾世橋、苅野）は整備済のため更新

◆　ハザードマップについては、災害危険個所、避難場所、災害対応等の状況変化に合わせて適宜見直しを行うとともに、県と連携して原子力災害等被災の教訓を生かした防災訓練・教育を実施するなど、町民の防災意識の啓発に努めていますが、震災後生まれた子どもや移住者に対して、震災の記憶・経験の継承や災害時の避難方法などの周知、防災訓練への参加促進や、町内企業等と連携した災害時対応の継続性確保なども求められています。

↑・町内でのこども・移住者の増加に対応して、震災の記憶・経験の継承や災害時の避難方法などの周知、防災訓練への参加促進の必要性を追記
・企業と連携した災害対応体制の構築状況と担当の変更などが生じた場合にも緊密な連携を図れるようにしていく必要性を追記。

◆　また、安全・安心なまちづくりのため、町民の帰還状況等に合わせた消防団の再編や、各地区における自主防災組織化をはじめ、官民協働による自主防災組織等の体制強化を図ることが求められています。

◆　震災発生後 14 年を経て町内居住者が増加してきた中、災害時の連絡体制の再構築に向けて、個人情報保護に配慮した手段や、行政区のあり方について検討していく必要があります。

↑・幾世橋地区における自主防災組織立ち上げの動きを追記。
・町内居住者が増加する中で、災害時の地域との連絡体制を構築するために名簿・連絡網が必要となる一方で、個人情報保護の課題があることを追記。
・防災・安全の取組における行政区のあり方検討が求められていることを追記。

◆　~~さらに、~~防災行政無線網は、震災による被害の復旧が完了し、令和元年度には完全デジタル化を実現しており、戸別受信機を居住町民及び事業所等に貸与配付~~中~~しています。また国においては、昨今の大規模自然災害の頻発をふまえて、Ｊアラートの配信システムが更改され、より細分化された地域情報の発信が可能となっています。

◆　東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の廃炉については、ロードマップに基づき、廃炉に向けた作業が進められています。町は東京電力より、廃炉作業の進捗状況等の定期報告を受け通報基準に基づく連絡体制を構築することにより、安全の確認を行っています。

↑・国において、大規模な自然災害の頻発を受け、Ｊアラートを地域単位に細分化して配信できるようシステムが更改されている動向を追記。

## 目指す姿と取組

◆ 浪江町地域防災計画及び浪江町国土強靭化地域計画に基づき、地震、津波、大雨等あらゆる災害に強い防災・減災のまちづくりを継続して進めます。~~防災コミュニティセンター等を町内複数個所に計画的に整備するとともに、~~ハザードマップについて、国・県の各種想定の見直しに伴う変更や、整備された浪江町防災交流センターや防災コミュニティセンターを核とした避難体制の強化を図っていきます。~~防災コミュニティセンター等の整備に伴う避難所等の変更を反映し適宜見直しを実施します。~~

↑・ 整備された浪江町防災交流センターや防災コミュニティセンターを核とした避難体制の強化に更新

◆ ~~また、~~災害に備えて町民参加の防災訓練・教育を継続して実施し、防災意識の啓発と防災拠点等の周知を図り、災害時の円滑な避難に結び付けます。

◆ ~~さらに、~~消防団の再編の検討や官民協働による自主防災組織等の育成を行い、地域の防災力の向上を図ります。

◆ 震災後の居住人口回復をふまえ、個人情報保護に留意した名簿作成や連絡網の整備・管理方法の検討にかかる支援や、企業と連携した災害時対応における体制構築と定期的な確認業務のあり方について検討していきます。

↑・ 個人情報保護に留意した名簿･連絡網の整備･管理方法の検討支援を追記
・ 企業と連携した災害対応体制の構築と災害時に円滑に機能するための定期的な連絡体制等の情報共有を追記

◆ 防災行政無線については、戸別受信機も含め適切な設備の運用及び維持管理に努めます。また、新型Ｊアラート受信機の導入により、災害情報伝達体制を充実します。

↑・ 新型Ｊアラート受信機の整備による災害情報伝達体制の推進を追記。

◆ また、蓄電池や電気自動車による給電など再生可能エネルギーを活用した災害対応が行える体制の構築を更に進めます。

◆ 廃炉については、東京電力からの廃炉作業の進捗状況等の定期報告や通報基準に基づく連絡体制を維持し、県及び周辺町村と共に安全確認に引き続き取り組みます。

## 施 策 の 展 開

**（1）防災・安全の強化**

- **ア 防災対策の推進**
- **イ 防災情報を迅速に伝える体制の整備**
- **ウ 自主防災組織の設置促進と活動支援**

| 関連する主な個別計画 | ● 浪江町地域防災計画 |
|---|---|

## （2）防犯・防火・交通安全の強化

### ◆犯罪や火災、交通事故の少ない、安心して暮らせるまちづくりに取り組みます

#### 現 状 と 課 題

◆　全町避難以降、町では空き巣等の被害が多発し、防犯への意識が高まり、平成 26 年度から「浪江町防犯見守り隊」を組織し、町民による町の防犯パトロールを実施しています。また、警備会社による ~~24 時間~~町内全域パトロールや消防団による防火パトロールを実施しており、地域の安全の確保や防災の核となる消防団組織の維持に取り組んでいます。

◆　さらに、町内の人口が震災前と比べ少ないことから、防犯面での不安を払拭するため、防犯カメラを設置し防犯対策を講じるとともに、警察署、消防署等関係機関との連携により、町内の安全・安心につなげる活動を行っています。

◆　消防団については、消火活動や災害対応のみならず、地域の防犯にも大きく寄与していますが、多くの団員が町外に居住し、町内居住人口が少ない中で、町内で活動できる団員を確保することが非常に困難な状況になっています。また、防災・安全確保の取組を進めていくための、行政区のあり方についても検討が求められています。

◆　役場職員で構成する第 7 分団が設立されましたが、災害時には役場業務が優先される状況にあります。

↑・ 役場職員で構成する7分団を設立した一方で、災害時には役場業務を優先しなければいけない課題を追記。
・ 防災･安全の取組における行政区のあり方検討が求められていることを追記。

◆　消防施設については、消防力の低下を招かないよう、消防ポンプ車や消防団施設の改修・整備を順次進めています。

◆　交通安全対策については、警察署と連携した交通事故防止路上啓発活動や劣化した町道等のカーブミラーの補修等に取り組んでいますが、国道 6 号や 114 号等の既存主要幹線道路に加え、常磐自動車道の全線開通や道の駅なみえ、震災伝承施設の整備等に伴い、交通量が増加傾向にあることから対策の強化が必要な状況です。また震災後 14 年を経て、町内における子どもの増加を踏まえた交通安全教育の徹底が求められています。

↑・ 町内のこどもの増加に伴う、交通安全教育の必要性を加筆。

## 目指す姿と取組

◆　町民の安全で安心な暮らしを実現するため、引き続き防犯カメラによる防犯対策をはじめ、町民による「浪江町防犯見守り隊」の防犯パトロールや、消防団による防火パトロールを実施するとともに、警察署、消防署、警備会社等関係機関と連携し、防犯・防火活動の強化や交通安全対策に取り組みます。

◆　消防団については、加入促進と活動支援を継続するとともに、状況を見極めながら、適正かつ持続可能な消防組織体制について検討します。また、消防施設等については、適宜改修、整備を行います。

◆　機能別団員制度の周知・活用や、町内居住者の消防団加入促進などにより、消防団組織体制の強化を図ります。

↑・機能別団員制度の周知･活用や町内居住者の消防団加入促進などによる消防団の体制強化を加筆

◆　交通安全対策については、警察署や交通安全協会等との連携を更に強化し、路上啓発活動や防災無線を使った広報活動を行います。また、カーブミラー等の交通安全施設の整備補修に~~も~~引き続き取り組~~みます。~~むほか、こどもを対象にした交通安全教育を推進します。

↑・こどもへの交通安全教育の推進を加筆。

## 施 策 の 展 開

（2）防犯・防火・交通安全の強化

- ア　防火体制の強化
- イ　防犯体制・対策の強化
- ウ　交通安全の強化

# 施策４　ゼロカーボンシティの推進

## （１）ゼロカーボンシティの推進

### ◆ゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギーの地産地消や水素の利用等を推進します

#### 現 状 と 課 題

◆　再生可能エネルギーを利用したまちづくりに向け、「浪江町再生可能エネルギー推進計画（平成 30 年 3 月策定）」により、「いこいの村なみえ」など、公共施設に太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーの導入を推進しています。幾世橋住宅団地においては、蓄電池※とＨＥＭＳ※を導入するとともに、電気自動車（以下「ＥＶ」という。）のカーシェアリングの実証を行い、更に「道の駅なみえ」においては、水素、太陽光、風力発電設備等を設置するとともに、ＣＥＭＳ※を導入し、スマートコミュニティ※を推進しています。

↑・ いこいの村なみえへの太陽光発電、水素エネルギー導入を追記
・ 駅周辺整備事業における多様な創エネ設備導入計画を追記

◆　また、公用車として災害発生時の電源としても活用できるＥＶを導入しているほか、地元企業と連携したマルチ急速充電器※の開発や住宅用太陽光発電設備導入の支援などにより再生可能エネルギーの地産地消を推進し、町民の理解向上に努めています。

◆　町の発電事業の展開としては、谷津田地区・酒井地区のメガソーラー発電所、阿武隈復興風力発電所、請戸川水力発電所が整備され、東北電力の発電所が 2 施設立地しているほか、波力発電事業の可能性調査も実際されています。

↑・ 町内における太陽光、風力、水力などの発電事業の進展を追記
（谷津田地区・酒井地区メガソーラー、阿武隈復興風力発電、請戸川水力発電、波力発電事業の可能性調査）

◆　令和 2 年 3 月に、町は国が推進する 2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ※を目指す「ゼロカーボンシティ※」を宣言しました。また、世界最大級の水素製造施設である福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）が稼働を開始しています。さらに令和 3 年 7 月にはなみえ水素タウン構想を策定し、町内の様々な分野における水素の利活用を推進することとしています。

◆　令和 5 年 3 月には地球温暖化対策総合計画～なみえエネルギーチャレンジ 2035～を策定しており、浪江駅周辺整備にかかる、再生可能エネルギーを活用した多様な創エネ設備の導入計画が盛り込まれるなど、ゼロカーボンシティ実現に向けて~~のためには~~、町が一つになって再生可能エネルギーや資源の効率的利用に積極的に取り組む必要があります。

◆　令和 6 年 3 月には、町内の公共施設や産業団地などで再生可能エネルギーの活用を促進するため、地域脱炭素化促進事業に基づく再エネ促進区域を設定しました。

◆　令和 7 年 4 月に町内の事業者や住民が自家消費型の太陽光発電設備を導入する際の費用について補助するため、自家消費型住宅用太陽光発電設備モデル事業補助金の実施要領を更新しています。

↑・ 地球温暖化対策総合計画～なみえエネルギーチャレンジ 2035～の策定を追記

（新 規）
・ FH2R 開所を契機とした、なみえ水素タウン構想の策定と多様な実証展開を追記。
・ 町内への再エネ促進区域指定
・ 町内事業者向けの自家消費用太陽光発電設備補助制度

## 目指す姿と取組

◆ 再生可能エネルギーの導入とＥＶの移動電源等としての活用による効率的なエネルギー自給自足の町を目指すスマートコミュニティを継続して推進するとともに、ＳＤＧｓ※を原動力として地域活性化や社会課題解決に向けた持続可能なまちづくりを推進します。

◆ 町民のみならず来訪者に対して、「浪江町再生可能エネルギー推進計画」に基づき、公共施設でのエネルギーの見える化等の情報発信により、エネルギーの有効活用に関する意識向上を図るとともに、再生可能エネルギーを利用したエネルギー地産地消のまちづくりを進めます。そのため、エネルギー自給自足に向けた再生可能エネルギーの民間導入の支援を周辺との調和に配慮しながら推進するとともに、企業等が再生可能エネルギーを更に導入しやすい仕組みづくりを検討・実行します。また、~~（仮称）~~棚塩ＲＥ１００産業団地の実現に向けた再生可能エネルギーや水素エネルギーの供給元となる地域新電力事業者※との連携等に取り組みます。

↑・ 景観等への配慮した取組推進を追記

◆ さらに、ＦＨ２Ｒ製造の浪江産水素を地域内で活用する~~（仮称）浪江町~~なみえ水素タウン構想に基~~づき~~を~~策定し~~、「水素社会実現の先駆けとなるまちづくり」を産学~~金~~官~~民~~連携で推進します。

↑・ 構想策定済のため、記載を更新

◆ また、公共施設のＺＥＢ※化などを通した省エネや、立地企業との連携によるカーボンニュートラルに向けた蓄電池関連産業の集積、低炭素素材・資材などの研究開発・実用化等を推進します。あわせて、３Ｒ（発生抑制・再使用・再生利用）運動を通した廃棄物の削減・リサイクルの推進による循環型社会の形成等を促進します。これらの取組を取りまとめた計画を策定し、町民や事業者も含めた町全体としての体制構築により、「ゼロカーボンシティ」の実現を目指します。

## 施 策 の 展 開

**（1）ゼロカーボンシティの推進**

- **ア 地球温暖化対策の推進**
- **イ 地球温暖化対策に向けた連携推進**
- **ウ 地球温暖化対策の情報発信**
- **エ 廃棄物の削減・リサイクルの推進**

**関連する主な個別計画**

● 浪江町再生可能エネルギー推進計画

# 第４章　健康と福祉のまちづくり

## 復興の基本方針Ⅳ　健康と福祉のまちづくり

### 施策１　健康づくりの推進・医療の充実

**(1)　健康づくりの推進・医療の充実**

町民の健康づくりの推進と町内の医療の充実に取り組みます。

### 施策２　介護・福祉の充実

**(1)　介護・福祉の充実**

高齢者等が安心して生活できるよう、介護、生活支援など切れ目のない福祉サービスの充実に取り組みます。

### 施策３　放射線による健康不安への対策

**(1)　放射線による健康不安への対策**

放射線による健康への影響等の不安解消に取り組みます。

**(2)　除染の推進による安全対策**

町民の除染に対する不安解消に取り組みます。

# 施策１　健康づくりの推進・医療の充実

## （１）健康づくりの推進・医療の充実

### ◆町民の健康づくりの推進と町内の医療の充実に取り組みます

#### 現 状 と 課 題

◆　町民の健康維持のため、健康相談、運動や食生活の改善支援、感染症対策、心の健康や生きがいづくりへの支援、さらに町内や避難先での健診・がん検診を実施し、生活習慣病の予防・重症化防止を図るなど、健康づくりと医療の充実に取り組んでいます。

↑・住んでいたいまち、住んでみたいまちの実現における健康づくり・医療の充実の重要性を加筆
・生活習慣病の予防及び重篤化予防の重要性について追記

◆　新型コロナウイルス感染症対策については、これまで町民に対し広報紙、HP、防災無線等を通じて、検温や手指消毒、マスク着用、三密（密閉・密接・密集）の回避など感染防止の啓発を行い、新しい生活様式の定着を進めてきました。また、「新型コロナウイルス感染症相談窓口」を設置し、町民からの各種相談にも対応してきました。令和５年５月には感染症法上の分類が５類感染症に移行し、行動制限等は緩和されましたが、今後も予防ワクチンの接種勧奨や基本的な感染対策の周知を継続し、新型コロナウイルス感染症を含む新たな感染症への備えを進めていく必要があります。

↑・新型コロナの5類移行など状況を更新

◆　さらに、県内各所でダンベル体操を中心とした健康づくりリーダーを育成し、町民同士が自主的に健康づくりに取り組める体制づくりを行っています。今後も避難生活が長期化する中で引き続き健康維持のための事業を充実していく必要があります。

◆　町内の医療体制については、浪江診療所を平成 29 年 3 月に本庁舎敷地内に開設したほか、仮設津島診療所を開所し診療を行っています。浪江診療所では開所時より高齢者等患者数は徐々に増えて~~います。~~おり今後も地域医療体制の要として、在宅医療等の更なる医療サービスの充実が求められています。加えて、救急医療や眼科など専門医療に対するニーズも高まっており、県の中核病院の整備や近隣市町村との広域的な連携が必要です。

↑・仮設津島診療所について追記。
・救急医療や眼科等専門医などのニーズの変化を加筆するとともに、対応には県の中核病院の整備や近隣市町村との広域的な取り組みが必要であることを追記。

## 目指す姿と取組

◆　町民の健康維持のため、避難先医療機関や避難先自治体等との連携により、総合健診・県民健康調査（健康診査）・がん検診の受診率向上を図り、健診結果に基づく特定保健指導・重症化予防などの取組を強化します。あわせて、生活習慣病の予防及び重篤化予防にも重点的に取り組み、健康寿命の延伸を目指します。

↑・ 生活習慣病の予防及び重篤化予防を追記

◆　従来の感染症対策の継続に加え、感染症法に基づく分類が見直され５類感染症として扱われるようになった新型コロナウイルス感染症のセルフチェックを支援することで、日頃から感染予防を意識する生活様式が定着するよう引き続き啓発します。また、更なる新型感染症に備え、町民自らが積極的に感染予防できるよう公衆衛生に関する知識の普及を図るとともに、マスク、消毒液等の備蓄に努めます。

↑・ 新型コロナの5類移行に伴い、セルフチェックの支援へと記載を変更。

◆　国民健康保険加入者の服薬指導としては多受診や重複投与の対象者に薬剤師連携による健康管理事業を継続していきます。

◆　さらに、町民の健康づくりリーダーの育成を行い、町民自らが自立して健康づくりができるよう取り組みます。心の健康面については、心のケアセンター※など関係機関と連携し、メンタルヘルスケア、ゲートキーパー養成講座等の取組を継続します。

◆　また、生涯学習を通じて様々な生きがいづくり活動を推進し、健康で自立した生活ができるよう、取組を拡充します。

◆　町内における安定的な医療体制の構築については、国、県等の財政支援や相双地域の医療機関との広域連携が必要不可欠になります。浪江診療所は、相双地域の医療資源の枯渇を防ぐため、一次医療機関としての医療サービスを維持しつつ、今後は高齢者等町民が住み慣れた地域で自分らしく人生の最後まで暮らせるよう、相双地域の医療機関や介護事業所と連携し、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制構築を推進します。

## 施 策 の 展 開

**（１）健康づくりの推進・医療の充実**

- ア　生活習慣病の発症及び重症化予防
- イ　健康づくりの支援
- ウ　メンタルヘルスケアの実施
- エ　感染症の予防・対策
- オ　町内の医療体制の確保

**関連する主な個別計画**

- 浪江町健康づくり総合計画

# 施策２　介護・福祉の充実

## （１）介護・福祉の充実

**◆高齢者等が安心して生活できるよう、介護、生活支援など切れ目のない福祉サービスの充実に取り組みます**

### 現 状 と 課 題

◆　避難生活の長期化に伴い、独居高齢者、高齢者のみの世帯、家族と暮らしていても日中は独居になる高齢者が増加しています。避難生活は、住み慣れた自宅を離れ、これまでの日常生活環境の大きな変化を強いることから、閉じこもりや運動不足による身体、認知機能の低下を引き起こし、要介護予備軍や要介護の状態に進行する高齢者が多くいます。そのため、心身機能の低下予防、心のケア、うつ予防等の介護予防や見守りなどの取組がより重要なものとなっており、介護・福祉サービスの充実が一層求められています。

↑・最後まで住んでいたいまち、住んでみたいまちの実現における介護･福祉の充実の重要性を加筆

◆　介護福祉体制については、二本松市の復興公営住宅敷地内（石倉・根柄山）、町内にデイサービスや在宅介護事業等を行う高齢者サポートセンターが整備されました。さらに町内では、浪江町健康関連施設整備委員会（平成 30 年 2 月開催）の「浪江町の健康関連施設整備に関する提言」を受け、ふれあいセンターなみえ内のふれあい福祉センターが令和４年６月から事業を開始しています。

↑・なみえ福祉センターは整備済のため更新

◆　介護福祉を行うには介護人材や町民のニーズに合わせた適切~~多様~~なサービスの確保が課題になっており、今後も新たな担い手を含めたサービス提供基盤の構築・強化を図っていく必要があります。

◆　障がい福祉体制については、障がい者とその家族の高齢化が進んでいることから、高齢化更には重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための相談、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりなど総合的な地域生活支援拠点等※の整備を図っていく必要があります。

## 目指す姿と取組

◆　介護福祉体制については、町民が安心して生活が送れるよう、地域包括支援センターを中心に、地域の様々な社会資源（機関、人、団体、場所等）が連携して高齢者を地域で支える地域包括ケア体制の推進を図り、生活支援体制の整備、相談・情報提供の推進、高齢者の権利擁護支援及び認知症高齢者対策を継続します。また、広域連携によるサービス提供の視点も取り入れ、近隣市町村との協力体制を強化していきます。

↑・ 広域連携によるサービス提供の視点を加筆

◆　また、高齢者の孤立防止及び生活の変化による不安や不活発等をできる限り軽減するため、民生委員、社会福祉協議会、避難先自治体等と連携し、訪問による見守りや相談等の支援を行います。

◆　高齢者の介護予防については、運動や社会参加の機会を提供し、参加を促し、自立した生活が維持できるよう支援します。また、生活支援コーディネーター※と連携し、町民の活動の場としての交流サロンの立ち上げを支援します。

◆　さらに地域包括センター、令和４年に事業開始したふれあい福祉センターを中心として在宅サービスの充実を図ります。

↑・ なみえ福祉センターは整備済のため更新

◆　障がい福祉体制については、障がい者や家族、介助者等が、地域で気軽に悩みや不安を相談できる支援体制の充実を図ります。また、障がいによって必要な支援やサービスが異なることから、障がい者に合った支援の体制づくりを進めるとともに、地域生活支援拠点等について県や周辺自治体と協議し、双葉圏域全体で障がい者の生活を支えるサービス提供の構築を目指します。

◆　子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域での包括的な支援体制の構築を目指します。

## 施 策 の 展 開

**（１）介護・福祉の充実**

- **ア　町内の介護福祉サービス及び介護予防支援の充実**
- **イ　広域連携による障がい福祉サービスの充実**
- **ウ　高齢者等の孤立防止、見守りの強化**

| 関連する主な個別計画 | |
|---|---|
| | ●浪江町地域福祉計画<br>●浪江町高齢者保健福祉計画・~~第７期~~介護保険事業計画<br>●~~第二次~~浪江町障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 |

# 施策３　放射線による健康不安への対策

## （１）放射線による健康不安への対策

### ◆放射線による健康への影響等の不安解消に取り組みます

#### 現 状 と 課 題

◆　町民の放射線に対する不安を払拭するため、町民等への空間線量計や個人積算線量計の貸出しによる放射線の影響管理や測定結果の説明を行うとともに、自家用食品検査体制を整備しました。

◆　また、放射線による健康被害を未然に防止し、健康不安を解消するため、内部被ばく検査や外部被ばく線量の測定を実施するとともに、大学や専門機関（公益財団法人原子力安全研究協会等）との連携による相談会・学習会を実施し、放射線への理解促進を図りました。しかし、未だ放射線に関する誤解や不安を持った町民が多く、今後も町民一人ひとりが放射線についての正しい知識と理解を得ることができる取組を継続する必要があります。

◆　近年では、放射線による健康不安や相談等の内容も町民ごとに多様化しており、きめ細やかな対応が必要です。また、今後の特定帰還居住区域復興再生計画に基づく除染等の進捗により、帰還の準備のための立ち入り等も進んでいきます。そのため、これまでの取組を継続しつつ、各事業の連携と総合的な対策の検討が必要となっています。

↑・ 今後の特定帰還居住区域の避難指示解除動向を加筆

## 目指す姿と取組

◆　空間線量計・個人積算線量計の貸出しや自家用食品検査を継続し、町民自身での実測値の確認や測定結果の説明等を通して放射線に対する不安払拭を図るとともに、放射線について正しい知識と理解が得られるよう、大学や専門機関と連携した相談会・講習会の開催、情報発信等を実施します。特に、町民の個別化した放射線による健康不安や相談に対して、一件一件丁寧に寄り添いながら対応します。

◆　また、放射線による健康影響が分かる内部被ばく検査、外部被ばく線量測定、健康診断等を継続して実施します。

◆　さらに、放射線健康管理の施策を一体的に推進するため、総合的な体制による対応を行い、町民が安心して生活できる環境を整えます。

## 施 策 の 展 開

**（1）放射線による健康不安への対策**

- **ア　放射線の健康への影響に関する検査体制の継続**
- **イ　放射線に関する情報発信や相談体制の継続**

## （２）除染等の推進による安全対策

### ◆除染等を着実に推進し、町民の除染に対する不安解消に取り組みます

#### 現 状 と 課 題

◆　原発事故による放射能汚染の対策として、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針で定める「長期な目標として追加被ばく線量が年間１mSv 以下となること。」を目指し、国、県、町が一体となり除染等線量低減措置にの取り組むとともに、各種モニタリングを実施しています。また、除染作業や放射線等に対する町民の不安解消を目的とした「除染検証委員会」を設置し、国が実施する除染の検証や町民から寄せられる放射能に対する不安や意見に対応しており、必要に応じ国にフォローアップ除染を求めています。町民意見の反映や地域別の除染の検証を行っており、国のフォローアップ除染が必要な場合は町民とコミュニケーションを図りながら取り組んでいます。

◆　平成 29 年３月に解除された一部の地域や、特定復興再生拠点区域の除染は令和５年３月におおむね完了しています。一方で、未除染の山林からの再汚染の可能性などの課題も残っており、継続的なモニタリングと状況に応じた対応が必要です。

◆　避難指示解除区域全域の除染は平成 29 年３月までに完了し、国により除染後の事後モニタリングが実施され、除染の前後も含め、測定値が公表されています。

↑・特定復興再生拠点区域の除染を加筆
・特定帰還居住区域の未除染エリアからの再汚染などの課題を追記

◆　町内には国が設置している複数の仮置場があり、除染に伴う土壌・廃棄物が保管されている仮置場は、設置対象地域の除染が完了し、中間貯蔵施設等への搬出が完了した段階で撤去・返還となりますが、原状回復等に時間を要し、予定より返還に遅れが生じている状況です。

◆　また、放射性物質汚染対処特措法に定められる特定廃棄物（対策地域内廃棄物・指定廃棄物）を保管している仮置場については、ほとんどの土地で数年後に土地利用計画が定められており、影響が出ないよう返還を進めていくことが求められます。

◆　避難指示解除区域内の行政区ごとに設けている除染土壌等の仮置場については、国、県、町による監視体制のもと令和３年度までに中間貯蔵施設へ搬出完了する計画ですが、できる限り早期の完了の要望をしています。なお、被災家屋等解体廃棄物や可燃性除染廃棄物を選別する仮置場（選別場）については、継続的な監視をしていく必要があります。

◆　さらに、仮設焼却施設（減容化施設※）に仮置きされている焼却灰については、国と搬出等処分を早期に決定する必要があります。

↑・国の「対策地域内廃棄物処理計画」に基づく処理の実施の方向性と返地の遅延などの課題を追記。

◆　特定帰還居住区域は、これまで避難指示が解除された区域よりも線量が比較的高く、除染は推進されているものの、線量低減に向けた着実な取り組みが必要です。

↑・特定帰還居住区域の除染に係る現状を追記。

## 目指す姿と取組

◆　町民の放射線に対する不安の解消のため、引き続き各種モニタリングと分かりやすい情報発信を図るとともに、「除染検証委員会」による除染の検証等に取り組みます。

◆　また、町内全域において国の長期的な除染目標である「追加被ばく線量年間１mSv 以下」の達成に向け、~~再汚染の有無の確認のための~~事後モニタリングと必要なフォローアップ除染について継続的に取り組むよう、国等へ要請を継続します。

◆　仮置場については、除染土壌等廃棄物の搬出完了まで国、県、町による監視を継続します。返還後の土地利用計画に影響しないよう搬出を完了させ、~~搬出が完了した仮置場については、~~速やかに原状回復し地権者に返還するよう求めます。

~~◆　仮設焼却施設（減容化施設）については、特定復興再生拠点区域を含む被災家屋等解体工事等により可燃性廃棄物等が継続的に発生するため、国、県、町による監視体制のもと、国に対し引き続き適切な運営を求めるとともに、仮置きしている焼却灰について早期に中間貯蔵施設等への搬出を求めます。~~

## 施 策 の 展 開

**（２）除染等の推進による安全対策**

- **ア　国と連携し除染や対象区域内廃棄物処理の推進**
- **イ　町民の除染の不安に寄り添ったフォローアップの実施**

# 第５章　絆の維持と持続可能なまちづくり

## 復興の基本方針Ⅴ　絆の維持と持続可能なまちづくり

### 施策１　被災者生活支援・絆の維持

**(1)　被災者生活支援**

居住地にとらわれない行政サービスの提供や、町の生活支援制度に関する情報発信等に取り組みます。

**(2)　絆の維持**

町民と町民・ふるさとをつなぐ絆の維持に取り組みます。

**(3)　損害賠償対策の推進**

全ての町民の暮らしの再建に向けて、適切な賠償を受けられるよう、賠償支援の継続に取り組みます。

### 施策２　移住・定住の推進

**(1)　移住・定住の推進**

町民の帰還支援と、町への移住・定住を推進させる支援に取り組みます。

### 施策３　地域コミュニティ活動の推進

**(1)　地域コミュニティ活動の推進**

地域でのコミュニティ活動を支援します。

### 施策４　復興を推進させる行財政運営

**(1)　復興を推進させる行財政運営**

復興を支える人材や財源の確保に取り組みます。

# 施策１　被災者生活支援・絆の維持

## （１）被災者生活支援

### ◆居住地にとらわれない生活および生活再建に向けた支援の継続に取り組みます

#### 現 状 と 課 題

◆　避難先でも各種証明書の交付、生活再建に向けた情報提供・相談対応ができるよう、福島、いわき~~、南相馬~~及び二本松の各市に出張所を設置し、避難先での行政サービスの提供に取り組んできました。

↑・南相馬を削除

◆~~また、町内の住まいの再建に向けて、公営住宅等の整備や、空き家・空き地対策、防災集団移転促進事業※等を行いました。さらに、令和２年３月末に県の応急仮設住宅の供与が終了したことに伴い、避難する町民のため県内各地に整備された県営復興公営住宅等への転居支援を行っています。~~

↑・施策との連動性がないため、削除

◆　また、避難する町民に対し新たな住環境での生活支援や孤立防止のため、避難先の社会福祉協議会と連携し巡回訪問のほか、復興支援員による県内外での交流会や生活再建などの支援を実施してきました。

◆　さらに、原発避難者特例法により、特例事務（医療・介護関係、教育関係等）について、避難先自治体から行政サービスが提供されるとともに、高速道路無料化、医療費窓口負担免除等被災者支援制度が実施されています。また、郵便を用いた紙での申請が定着しており、行政手続きのデジタル化が全国の自治体に比べて遅れている状況も踏まえ、今後も、生活に必要不可欠な行政サービスを継続させるため、国や避難先自治体等に引き続き要請する必要があります。

↑・郵便を用いた紙での申請が定着しており、行政手続きのデジタル化が全国の自治体に比べて遅れている状況を追記。

◆　東京電力の賠償に関しては、損害項目別の解説記事を広報紙に毎月掲載したほか、賠償請求状況の調査等により判明した請求困難者等へ、訪問等による請求書作成支援に取り組んでいます。

◆　また、町のＨＰに町民のＡＤＲ申立ての和解事例を掲載のうえ、町内外で相談会を開催しています。しかし、参加者は減少傾向にあり申立てが進んでいない状況です。ＡＤＲ申立ての意義や簡易な申立書により解決が見込まれることを周知し、申立ての促進を図る取組が必要です。

◆　令和５年１月に中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償の基準が示されていますが、町民の個別事情や町の状況を踏まえ、適切な賠償が行われるよう東京電力に求めています。また、原子力損害賠償審議会には現地視察の際に、町の復興状況等を踏まえ町民に寄り添った適切な指針を示すよう要望しています。~~東京電力に対しては、町民の個別事情や町の現状を踏まえた賠償を求めていますが、十分でないため、継続的な要求が必要です。なお、原子力損害賠償審議会には現地視察の際に、町の復興状況等を踏まえ町民に寄り添った適切な指針を示すように要望しています。~~

↑・第5次追補に伴う追加賠償の状況等を加筆

## 目指す姿と取組

◆　避難先での各種証明書の交付や、生活再建に係る支援案内・相談対応のため、引き続き出張所等の設置により行政サービスを提供します。また、DX の推進によりサービス利便性の向上を図ります。

↑・ DX の推進などによるサービス水準の向上を加筆

◆　また、応急仮設住宅の供与終了に伴う住環境の変化に対応し、新たな居住先での孤立防止や安定した生活ができるよう、避難先の社会福祉協議会等関係機関と協力・連携し、相談窓口や巡回訪問などの生活支援や生活再建へ向けた支援制度に関する情報提供を継続します。

◆　原発被災者特例法が制定され、避難先自治体による行政サービスの提供や国等による各種被災者支援制度の実施が図られています。今後も安心して町内外で生活できるよう、これらの制度の継続を引き続き要請します。

◆　また、避難先の公共施設の利用や生涯学習への参加、防災・防犯等の支援が受けられるよう避難先自治体に要請していますが、今後も協力・支援を求めるとともに、避難先自治体や支援団体と連携し、生活支援制度に関する情報提供等を継続して行います。

◆　町民の生活再建のため、東京電力の賠償の適切な実施は不可欠です。町民の請求状況や時効を踏まえ、早期に未請求状況を解消するため、引き続きＨＰ等による賠償に関する情報発信を進めるとともに、総合健診など多くの町民が集まる機会を捉えて、簡易なＡＤＲ申立書による解決法等の相談会を開催し、申立ての促進を図ります。

◆　また、東京電力に対し、自らが掲げる損害賠償に関する 3 つの誓い（「最後の一人まで賠償貫徹」「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」「和解仲介案の尊重」）を確実に実行するよう求めます。

◆　さらに、原発事故に伴う損害賠償請求の時効は 10 年と規定されるなか、東京電力は「直ちに時効を援用することは考えていない」と表明しています。その履行のために、時効の完成以降であっても、町民に寄り添った柔軟な対応と適切な賠償を国や東京電力に求めます。

## 施 策 の 展 開

**（1）被災者生活支援**

- **ア　避難先での行政サービスの提供**
- **イ　賠償支援の実施**

## （２）絆の維持

### ◆町民と町民・ふるさとをつなぐ絆の維持に取り組みます

#### 現 状 と 課 題

◆　「十日市」、「相馬野馬追」、「あるけあるけイベント」、春・秋・夏祭り等、震災前に実施していた伝統行事やイベントが町内で再開し、町民同士の交流やふるさととつながる機会が増えてきています。

◆　また、県内３ヵ所（福島市、郡山市、いわき市）の交流館と県外（関東圏）・県内に復興支援員を配置し、交流会・サロン活動支援、戸別訪問、情報発信等を実施し、避難先における町民の生活再建の支援を行うとともに、自治会等のコミュニティ活動への補助を実施し、町民同士やふるさととの絆の維持に取り組んできました。

◆　さらに、町内の今や県内の情報を発信する取組として、ニュースアプリである「なみえ新聞」の運営を続けるとともに、避難先との交通利便性向上のため、本町と南相馬市や本宮・二本松市を結ぶ生活支援バスを運行しています。

↑・ みんなの連絡帳は終了しているため削除し、なみえ新聞を記載

◆　また、長期避難により町とのつながりが希薄になっている町民のふるさとへの絆・関心を維持するため、避難する町民の声と合わせて、帰還町民の声やふるさとの状況等を積極的に発信するなどの取組が必要です。復興状況の発信が少なく、町の状況がわからない、町内イベントを知らないといった課題があることから、旅と学びのポータルサイト「あいべぇなみえ」における「浪江町イベントカレンダー」の運用などに取り組んでいます。

↑・ 復興状況の発信が少なく、町の状況がわからない、町内イベントを知らないといった現状の情報発信における課題を加筆

## 目指す姿と取組

◆　避難する町民の避難先での孤立防止や生活再建のため、町外交流館の運営のほか、復興支援員を中心に情報提供、交流会支援等を継続するとともに、県内外での絆を維持するコミュニティ活動支援を継続して行い、避難先での安心した生活につなげます。

◆　また、町内での町民の交流機会の創出や、ふるさととつながる機会を維持するため、各種イベントの実施や支援を行います。

◆　さらに、町内の状況や町民の生の声を「なみえ新聞」により情報発信し、ふるさとの復興の姿を身近に感じられる取組を行なうとともに、町民同士がつながりを持てるよう避難先各地域において、ＳＮＳサービス※の講習会等を実施し、ＩＣＴのスキルを向上する取組を行います。あわせて、DX による町民のつながりづくりを促進する仕組みの構築に向けて、SNS を通じて町民等に対して積極的に情報を届ける Push 型の情報発信の充実や、町民との協働による情報発信（情報発信に関する研修等の開催）も進めていきます。

↑・ 浪江のこころ通信は終了しているため削除
・ DX による町民のつながりづくりを促進する仕組みの構築に向け、SNS を活用した情報発信の充実（Push 型発信）、町民との協働による情報発信（情報発信に関する研修等の開催）を加筆

◆　また、本町と南相馬市や本宮・二本松市を結ぶ生活支援バスを引き続き運行します。

## 施 策 の 展 開

（２）絆の維持
- ア 避難先での絆の維持への支援
- イ 復興の見える化の推進

## （３）損害賠償対策の推進

### ◆全ての町民の暮らしの再建に向けて、適切な賠償を受けられるよう、賠償支援の継続に取り組みます

V-1-(1)被災者生活支援　と統合

**現 状 と 課 題**

◆　東京電力の賠償に関しては、損害項目別の解説記事を広報紙に毎月掲載したほか、賠償請求状況の調査等により判明した請求困難者等へ、訪問等による請求書作成支援に取り組んでいます。

◆　また、町のＨＰに町民のＡＤＲ申立ての和解事例を掲載のうえ、町内外で相談会を開催しています。しかし、参加者は減少傾向にあり申立てが進んでいない状況です。ＡＤＲ申立ての意義や簡易な申立書により解決が見込まれることを周知し、申立ての促進を図る取組が必要です。

◆　東京電力に対しては、町民の個別事情や町の現状を踏まえた賠償を求めていますが、十分でないため、継続的な要求が必要です。なお、原子力損害賠償審議会には現地視察の際に、町の復興状況等を踏まえ町民に寄り添った適切な指針を示すように要望しています。

## 目指す姿と取組

◆　町民の生活再建のため、東京電力の賠償の適切な実施は不可欠です。町民の請求状況や時効を踏まえ、早期に未請求状況を解消するため、引き続きＨＰ等による賠償に関する情報発信を進めるとともに、総合健診など多くの町民が集まる機会を捉えて、簡易なＡＤＲ申立書による解決法等の相談会を開催し、申立ての促進を図ります。

◆　また、東京電力に対し、[redacted]3 つの誓い（「最後の一人まで賠償貫徹」「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」「和解仲介案の尊重」）を確実に実行するよう求めます。

◆　さらに、原発事故に伴う損害賠償請求の時効は 10 年と規定されるなか、東京電力は「直ちに時効を援用することは考えていない」と表明しています。その履行のために、時効の完成以降であっても、町民に寄り添った柔軟な対応と適切な賠償を国や東京電力に求めます。

V-1-(1)被災者生活支援　と統合

## 施 策 の 展 開

（3）損害賠償対策の推進

ア　賠償支援の実施

# 施策 2　移住・定住の推進

## （1）移住・定住の推進

### ◆町民の帰還支援と、町への移住・定住を推進させる支援に取り組みます

#### 現 状 と 課 題

◆　震災以前より町の人口は減少し続けており、町からの転出者数が転入者数を上回る人口の社会減の状態が続いていました。平成 29 年 3 月に町の一部の地区で避難指示が解除され町内の居住人口は増加傾向にあるものの、帰還した町民は一部にとどまっております。

↑・ 人口ビジョンによる目標人口達成は厳しい状況にあるものの、町内居住人口は増加傾向にあり、表現を見直す。

◆　そのため、人口ビジョンによる目標人口の達成のためには帰還する町民の増加だけではなく、移住・定住推進による人口の増加が必要になります。

◆　これまで、町内の住まいの再建に向けて、平成 29 年度に幾世橋地区に災害公営住宅（町民用 85 戸）と再生賃貸住宅（町民・転入者用 80 戸）、令和 2 年度に請戸地区に災害公営住宅（町民用 26 戸）を整備しました。現在は、浪江駅北側において令和 8 年度の完成を目指した公営住宅の整備を進めています。

↑・ 浪江駅周辺整備事業における公営住宅整備について追記

◆　また、空き家・空き地バンクの運用や帰町に合わせた移転、住宅再建等に関する支援など、町内での居住を促す様々な支援を行っています。

◆　さらに、総合相談窓口を設置し、移住・定住者の受入に向けた相談対応や各種支援制度の情報提供のワンストップ化を図りました。

◆　今後も帰還町民や転入者などの様々なニーズに対応した支援や体制の充実が必要です。

◆　加えて、令和 12 年度末までの順次供用が予定されている F-REI の関連施設立地に伴い、研究者やその家族等の居住が期待される中、外国人を含む多様な人々を受け入れるための環境を周辺市町村と連携して確保していくことが求められます。

◆　また、周辺自治体でも同様の働きかけが始まっている中、本町への移住・定住を促進するうえでは、「浪江ならでは」の魅力や特色といった付加価値の創出と発信も重要な課題となっています。

（新 規）
・ 今後の F-REI の立地に伴う研究者及びその家族等の居住への期待と、外国人受入れに向けた環境整備を周辺市町村と連携して確保していく必要性を追記
・「浪江ならでは」の付加価値の必要性を課題として追記

## 目指す姿と取組

◆　帰還に向けた住環境整備のため、町内の個人住宅の再建等を継続して支援するとともに、ふるさとでの交流機会の創出や、帰還に向けた支援制度・相談体制の整備と合わせてふるさと情報の発信を継続して行うなど、町民の帰還促進を図ります。

◆　また、移住・定住を推進するためには、本町への興味・関心からはじまり、交流、体験、移住、定住につづくステップ・階層に合わせた施策が必要です。相談窓口を一層強化するとともに、住居取得に係る補助金など各種支援制度を継続して推進します。加えて、お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。

◆　さらに、大学や各種団体と連携した交流機会の創出等を通じて、町への新規移住・定住者を増加させる仕組みづくりを推進します。あわせて、水素やゼロカーボン、F-REI など、浪江ならではの暮らしの付加価値づくりとその情報発信にも取り組みます。

↑　・空家等対策計画に基づく、民間事業者主体、または官民協働による空き家や空き地の利用促進を追記→下に追記
　　・水素、ゼロカーボン、F-REIなど、浪江ならではの暮らしの付加価値づくりと情報発信を追記。

◆　また、住みやすい住環境づくりのため、空き家等対策計画に基づき、民間事業者主体、または官民協働による空き家や空き地の利用促進を図ります。あわせて、外国人の受入れに対応した環境整備にも取り組みます。

↑　・外国人の受入れ環境整備を追記。

◆　公営住宅の整備計画は令和 2 年度で完了していますが、企業誘致等による町内の住宅需要の増加予測なども踏まえ、浪江駅北側での公営住宅整備を推進します。

↑　・浪江駅周辺整備事業における公営住宅整備について追記

## 施 策 の 展 開

**（1）移住・定住の推進**

- ア　町への帰還支援
- イ　空き家対策の推進
- ウ　移住促進の情報発信・入口支援
- エ　移住者の定住促進支援

**関連する主な個別計画**

- まち・ひと・しごと創生　浪江町総合戦略（第 2 期）

# 施策 3　地域コミュニティ活動の推進

## （1）地域コミュニティ活動の推進

### ◆地域でのコミュニティ活動を支援します

#### 現 状 と 課 題

◆　平成 29 年 3 月に本町の一部地域の避難指示が解除され、令和 5 年に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されましたが、多くの町民が県内外で長期の避難生活を強いられています。こうした状況下で従前の地域コミュニティは崩壊しており、行政区域で行われていた地域情報の共有や伝統文化の継承活動など、従前の自治活動が困難になっています。その中でも一部の行政区では自主的に地域活動を進め、コミュニティを維持しています。

↑・ 特定復興再生拠点区域の避難指示解除を追記

◆　町では、地域コミュニティ再生のため、~~地域づくり支援専門員※の配置により、町民へのヒアリングを実施するとともに、~~クリーン作戦、花植え、交流の場づくり等帰還町民主体による自治・地域活動の支援や町外避難町民との交流の場の創出等に努めています。また、コミュニティ活動や行政区の集会所の整備等に対して補助制度を設けているとともに、町民の集いの場を確保するため、役場会議室や交流館等の貸出し支援を行っています。

↑・ 地域づくり支援員について削除

◆　また、今後も町内居住人口の回復は緩やかな進行に留まると見込まれるとともに、将来の帰還者や移住定住者の把握が難しく、厳しい行政区運営が想定されることから、今後の行政区のあり方について検討が必要です。

## 目指す姿と取組

◆　町民による自発的なコミュニティ活動や地域の活性化、地域課題の解決等に向けて、町民自らが立案し実践する体制を構築するため、~~今後とも地域づくり支援専門員を町内に配置し支援するとともに、~~コミュニティ活動や行政区の集会所整備等に対する補助金、更には集いの場の貸出し支援を継続することにより、地域コミュニティにおける自治能力の再生を図ります。

↑・ 地域づくり支援専門員は終了のため削除

◆　また、町の復興には、行政区との協働関係が欠かせないため、今後の行政区のあり方について、行政区内での主体的な協議等を重視し方向性を検討します。

## 施 策 の 展 開

**（1）地域コミュニティ活動の推進**

- **ア　行政区活動への支援**
- **イ　町内でのコミュニティ活動への支援**

# 施策 4　復興を推進させる行財政運営

## （1）復興を推進させる行財政運営

### ◆復興を支える人材や財源の確保に取り組みます

#### 現 状 と 課 題

◆　震災以降、多様化し、増加の一途をたどる行政課題に対応するため、組織の見直しと人員の増強に取り組んできました。

◆　財政の状況としては、震災からの復旧・復興事業の本格化により予算規模が拡大してきており、令和 4 年度決算の歳出総額は、平成 22 年度と比較し 3 倍を超える規模となっています。一方その財源は、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 か年の平均の財政力指数が 0.41 となるなど、国・県支出金、普通交付税及び震災復興特別交付税に依存している状況は変わりませんが、経常収支比率は令和 4 年度時点で標準的とされる目安内である 84.6％にまで改善しています。

↑・ 財政状況を更新

◆　公共施設やインフラ等については、復興関連事業により、町民の帰還のための復旧や新たな整備に取り組んできました。しかし、今後極端な人口減少や少子高齢化などの影響により、厳しい財政状況が予想されます。そうした社会の変化に対応できる、公共サービスの提供や施設の安全性の確保、財政負担の低減が求められています。さらに、復興関連業務などにあたる職員一人当たりの業務量は増加傾向にあり、DX 推進による行政運営の効率化や簡素化によって職員の負担を軽減するとともに、持続可能な行政運営のためには、行政と町民、企業、NPO、大学、研究機関などの多様な主体が役割分担し、連携・協働することで新たな価値を創造していく「共創」の視点を取り入れることも重要となっています。

↑・ 復興関連業務などにあたる職員一人当たりの業務量は増加傾向にあり、DX 推進による行政運営の効率化や簡素化、多様な主体との「共創」による職員の負担軽減が必要な状況を追記。

## 目指す姿と取組

◆　町の復興は未だ道半ばの状況であり、引き続き復旧・復興の取組を推進していく必要があるため、国や自治体等からの支援のもと、適切な人員の確保、組織の見直し及び人材育成に努めます。

◆　福島再生加速化交付金をはじめとする復興関連の国・県支出金、普通交付税の特例措置、震災復興特別交付税など多くの復興財源に頼った行政運営をしています。そのため、町は第２期復興・創生期間後の継続的な財政支援を要望するとともに、ＤＸを推進し、~~デジタル技術を活用し、~~事務の効率化、行政サービスの向上等を推進するとともに、経常経費の抑制に努めつつ、受益者負担の適正化やふるさと納税の活用など自主財源や復興等を完遂させるための財源の確保など、持続可能な行財政運営に向けた取組等に努めます。また、町単独で難しい行政サービスについては広域連携に取り組みます。

↑・ 第2期復興･創生期間後の継続的な財政支援の要望や持続可能な行財政運営に向けた取組等に更新を検討

◆　公共施設等の整備については、全体状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化等に取り組むことで財政負担の軽減・平準化に努めます。あわせて、公共施設を解体した跡地や防災集団移転元地の利活用や処分について検討します。

## 施 策 の 展 開

（１）復興を推進させる行財政運営
- ア 効率的な行財政運営
- イ 復興を完遂させるための財源の確保

| 関連する主な個別計画 | ● 浪江町公共施設等総合管理計画 |
|---|---|